



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月27日金曜日 第2534号外1

◇ 目 次 ◇
告 示

○ 漁業免許の内容等の公示…………… (水産課) …… 1

告 示

○愛媛県告示第1436号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、
共同漁業等の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件
別記1から別記7までのとおり
- 2 免許予定日
平成26年4月1日
- 3 申請期間
平成25年12月27日から平成26年2月17日まで
- 4 存続期間
 - (1) 共同漁業
平成26年4月1日から平成36年3月31日まで
 - (2) 区画漁業
平成26年4月1日から平成36年3月31日まで
 - (3) 特定区画漁業
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記1)

燧灘における共同漁業の免許の内容たるべき事項等

1 免許番号 燧共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とりががい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	つめたががい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、四国中央市川之江港東防波堤突端と同港西防波堤突端とを結んだ線以内の区域、Eキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの6直線以内の区域及びスセ、セソ及びソタの3直線以内の区域を除く。

- 基点 A 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界
 B 四国中央市川之江町余木竜宮鼻
 C 四国中央市東部埋立地南側付根
 D 四国中央市川之江町東防波堤（通称白灯台防波堤）付根
 E 四国中央市川之江町新開592番地の1地先西すそ海岸堤防胸壁北東端
- 点 ア Aから香川県伊吹島赤崎見通し900メートルの点
 イ Aから271度900メートルの点
 ウ Bから316度900メートルの点
 エ Cから316度900メートルの点
 オ Dから298度900メートルの点
 カ Eから316度900メートルの点

- キ Eから316度468メートルの点
- ク キから28度934メートルの点
- ケ クから118度205メートルの点
- コ ケから208度300メートルの点
- サ コから118度230メートルの点
- シ サから28度145メートルの点
- ス 四国中央市川之江町1087の4城山三角点（東経133度34分2秒56、北緯34度0分46秒80）から45度1,620メートルの標識
- セ スから319度30分583メートルの点
- ソ セから25度547メートルの点
- タ ソから116度554メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 四国中央市川之江町余木65番地 (有)東久水産の北角

点 ア Aから317度1,300メートルの点

イ Aから321度3,500メートルの点

ウ Aから327度3,500メートルの点

エ Aから331度1,300メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町余木崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町二名漁港西側防波堤突端

点 ア Aから6度150メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻

鳥町

1 免許番号 燧共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町余木崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町余木竜宮山頂

点 ア Aから339度150メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市川之江町地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市川之江町浜地区臨海埋立西端角

点 ア Aから316度400メートルの点

3 関係地区 四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻鳥町

1 免許番号 燧共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃

〳	かき漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	みるくい漁業	〳
〳	たいらぎ漁業	〳
〳	まてがい漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	しゃこ漁業	〳
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〳

(2) 漁場の位置 四国中央市中之庄町地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域。

基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角

B 四国中央市大谷川河口右岸端

C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根

D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識

E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角

F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識

点 ア Bから325度20分428メートルの点

イ Fから286度30分38メートルの点

ウ Aから310度709メートルの点

エ Aから310度984メートルの点

オ Bから325度20分900メートルの点

カ Dから香川県円上島中央見通し728メートルの点

キ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの点

ク Bから325度20分357メートルの点

3 関係地区 四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町

1 免許番号 燧共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	あさり漁業	〳
〳	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〳	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〳	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〳	いがい漁業	〳

〃	とりがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市寒川町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、CD、DE、Eエ、エオ及びオカの5直線以内の区域及びAキ、キク及びクケの3直線と四国中央市寒川町の最大高潮時海岸線における境界で囲まれた区域を除く。

基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地東側護岸付根から護岸沿い北へ158メートルの標識

B 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

C 四国中央市寒川町西浜埋立東側岸壁付根

D 四国中央市寒川港西防波堤付根

E 四国中央市寒川港西防波堤標柱

点 ア Aから香川県円上島中央見通し756メートルの点

イ Dから香川県円上島中央見通し900メートルの点

ウ Bから香川県円上島東端見通し900メートルの点

エ Eから343度33分320メートルの点

エ エから264度840メートルの点

カ オから181度410メートルの点

キ Aから香川県円上島中央見通し260メートルの点

ク キから237度20分658メートルの点

ケ クから189度30分258メートルの点

3 関係地区 四国中央市寒川町

1 免許番号 燧共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃

〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市豊岡町地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県円上島東端見通し線とBから岡山県大飛島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から900メートル以内の区域

基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識
B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 四国中央市豊岡町

1 免許番号 燧共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市中之庄町地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域

基点 A 四国中央市大谷川河口右岸端
B 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根
C Bから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識
D 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角
E Dから護岸沿い東へ502メートルの標識
F Eから護岸沿い東へ138メートルの標識

点 ア Aから325度20分428メートルの点
イ Eから286度30分38メートルの点
ウ Fから香川県円上島中央見通し27メートルの点
エ Fから香川県円上島中央見通し1,142メートルの点
オ Cから香川県円上島中央見通し1,528メートルの点
カ Cから香川県円上島中央見通し232メートルの点

キ Aから325度20分357メートルの点

- 3 関係地区 四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町

1 免許番号 燧共第10号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 四国中央市寒川町地先

- (3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地護岸北東角

点 ア Aから317度1,147メートルの点

- 3 関係地区 四国中央市寒川町

1 免許番号 燧共第11号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 四国中央市寒川町黒岩地先

- (3) 漁場の区域

Cア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 四国中央市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西へ361メートルの標識

B 四国中央市寒川町西谷川尻左岸

C 四国中央市寒川町3852番地1の標柱

点 ア Cから1度410メートルの点

イ アから84度440メートルの点

ウ Aから広島県宇治島東端見通し2,944メートルの点

エ Bから広島県宇治島東端見通し3,400メートルの点

- 3 関係地区 四国中央市寒川町

1 免許番号 燧共第12号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 四国中央市豊岡町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから香川県円上島東端見通し3,500メートルの点

イ Bから岡山県大飛島西端見通し3,500メートルの点

3 関係地区 四国中央市豊岡町

1 免許番号 燧共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町地先

(3) 漁場の区域

Aから岡山県大飛島西端見通し線とBから越智郡上島町江ノ島島頂見通し線との間の最大高潮時海岸線から900メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界

B 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキFの8直線とA F間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 四国中央市土居町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界
 B 四国中央市土居町津根と同町藤原との最大高潮時海岸線における境界
 C 四国中央市土居町藤原と同町蕪崎との最大高潮時海岸線における境界
 D 四国中央市土居町蕪崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界
 E 四国中央市土居町天満仏崎鼻
 F 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから岡山県大飛島西端見通し3,350メートルの点
 イ Aから香川県円上島西端見通し3,650メートルの点
 ウ Bから岡山県六島西端見通し3,400メートルの点
 エ Cから香川県円上島と股島の食合見通し3,400メートルの点
 オ Dから香川県円上島と股島の食合見通し3,400メートルの点
 カ Eから越智郡上島町江ノ島東端見通し2,600メートルの点
 キ Fから越智郡上島町江ノ島中央見通し3,800メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町藤原地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町藤原海岸龍宮

点 ア Aから339度1,100メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町蕪崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから香川県円上島西端見通し3,500メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから56度1,570メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから香川県円上島西端見通し3,500メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから広島県走島西端見通し3,000メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから27度415メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 四国中央市土居町天満地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻

点 ア Aから286度1,520メートルの点

3 関係地区 四国中央市土居町

1 免許番号 燧共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃

〃	ばかがい漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市大島及び多喜浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とBA間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線により囲まれた区域を除く。

基点 A 四国中央市と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市黒島唐猫鼻の西通称赤磯

C 新居浜市多喜浜将基角

点 ア Aから越智郡上島町江ノ島中央見通し4,300メートルの点

イ Cから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点

ウ Cから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点

エ Cから8度1,630メートルの点

オ Cから9度1,630メートルの点

カ 新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北東角

キ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地東南護岸延長線上南へ324メートルの点

ク キから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地南護岸の平行線上東へ190メートルの点

ケ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北護岸の延長線上東へ50メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市大島松ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島松ノ鼻

点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し900メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市大島鯨の鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島虎崎

点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し900メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び多喜浜地区

1 免許番号 燧共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市大島竹ノ浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 新居浜市大島竹ノ浦鼻

点 ア Aから新居浜市垣生白石鼻見通し900メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区

1 免許番号 燧共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

〳	つめたがい漁業	〳
〳	とりがい漁業	〳
〳	ばかがい漁業	〳
〳	みるくい漁業	〳
〳	わかめ漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から12月31日まで
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とDB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市多喜浜将基角

B 新居浜市垣生白子鼻

C 新居浜市垣生白石鼻

D 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点

イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点

ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点

エ Dから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 新居浜市垣生地区

1 免許番号 燧共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚建網漁業	〳
〳	雑魚建干網漁業	〳

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市多喜浜将基角

B 新居浜市垣生白子鼻

C 新居浜市垣生白石鼻

点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点

イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点

ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点

3 関係地区 新居浜市大島地区、多喜浜地区及び垣生地区

1 免許番号 燧共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市垣生地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 新居浜市垣生白石鼻

B 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点

イ Bから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 新居浜市垣生地区

1 免許番号 燧共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

(2) 漁場の位置 新居浜市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市と西条市との境界の標識

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
- エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）
- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））
- キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域
- ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域
- アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域
- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
- 点 ア Aから336度102メートルの点
イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北網取りドルフィン突端
ウ Aから304度513メートルの点
エ Aから308度535メートルの点
オ Aから318度424メートルの点
カ Bから349度416メートルの点
キ Bから111度141メートルの点
ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点
- シ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域、Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

- B Aから西側の護岸沿い800メートルの点
- C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端
- D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ス 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端
- B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- 点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点
- イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点
- ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点
- エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点
- オ Dから北側護岸の延長線上113メートルの点

セ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点
- イ アから216度30分146メートルの点
- ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点
- エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点
- オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点
- カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点
- キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点
- ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点
- ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点
- コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

3 関係地区 新居浜市新居浜地区

1 免許番号 燧共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚張切網漁業	〃

(2) 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域並びに別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
 B 新居浜市御代島ビワ崎鼻
 C 新居浜市と西条市との境界の標識
 D 西条市古川加茂川右岸標識1号
 E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識2号
 F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号
 G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号
 H 西条市氷見戊と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
 イ Bから今治市宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点
 ウ Cから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
 エ Hから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
 イ 仏崎埋立免許区域
 ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
 エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
 B Aから西へ354度20メートルの点

- 点 C Aから東へ護岸線上120メートルの点
 点 ア Bから354度20メートルの点
 点 イ Bから354度730メートルの点
 点 ウ Bから22度835メートルの点
 点 エ Bから4度2,385メートルの点
 点 オ Aから355度2,325メートルの点
 点 ガ Aから359度1,095メートルの点
 点 キ Cから19度830メートルの点
 点 ク Cから28度635メートルの点
 点 ケ Cから354度520メートルの点
 点 コ Cから354度20メートルの点
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）
- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））
- キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域
 Iオ及びオJの2直線以内の区域
- 基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端
 J 新居浜市惣開町乙31番22号（住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地）
- 点 オ Iから西側護岸延長線上125メートルの点
- ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域
 Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域
- 基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端
 L 西条市西条港西防波堤突端
- 点 カ Kから349度50メートルの点
 キ カから259度2,248メートルの点
 ク キから349度550メートルの点
 ケ クから308度15分376メートルの点
 コ ケから351度15分1,292メートルの点
 サ コから253度200メートルの点
 シ サから171度1,272メートルの点
 ス シから208度45分260メートルの点
 セ スから253度30分2,500メートルの点
 ソ セから333度30分238メートルの点
 タ ソから244度200メートルの点
 チ タから154度652メートルの点
- ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙609-13北面地先）

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
B Aから西へ護岸線上590メートルの点
C Aから東へ護岸線上120メートルの点
D Aから東へ護岸線上600メートルの点
- 点 ア Bから14度775メートルの点
イ Bから4度30分1,050メートルの点
ウ Bから14度30分1,100メートルの点
エ Bから22度835メートルの点
オ Cから3度940メートルの点
カ Dから7度845メートルの点
キ Dから13度600メートルの点
ク Dから359度528メートルの点
ケ Cから28度635メートルの点
コ Cから19度830メートルの点
サ Bから4度2,385メートルの点
シ Aから355度2,325メートルの点

コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面）
Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で棧橋（6,600m²）を除いた区域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端
B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北綱とりドルフィン突端
C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸東北端
D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点
- 点 ア Aから336度102メートルの点

サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙366-20北西海面）

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Aを基準とし、Bより内角135度28.3メートルの点
イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メートルの点
ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点
エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4メートルの点
オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点

シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に

囲まれた区域)

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端

B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識

点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Bから218度148メートルの点

ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域

アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

セ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ソ 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に

対し直角20メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

タ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

チ 平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁協が締結した漁業補償契約書記載の補償区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁協が締結した漁業補償契約書記載の補償区域

①②、②③、③④、④⑤、⑤⑥、⑥⑦、⑦⑧、⑧⑨、⑨⑩、⑩⑪、⑪⑫及び⑫①の12直線によって囲まれた区域

基点 A 株式会社今治造船西条工場西条市ひうち字西ひうち7番16号の岸壁北東端

点 ① Aから真方位48度28分33.372秒の方向810.027メートルの点

② ①から真方位218度15分00秒の方向0.600メートルの点

③ ②から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点

④ ③から真方位38度15分00秒の方向27.500メートルの点

⑤ ④から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

⑥ ⑤から真方位218度15分00秒の方向0.400メートルの点

⑦ ⑥から真方位308度15分00秒の方向478.000メートルの点

⑧ ⑦から真方位38度15分00秒の方向0.400メートルの点

⑨ ⑧から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

- ⑩ ⑨から真方位218度15分00秒の方向27.500メートルの点
- ⑪ ⑩から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点
- ⑫ ⑪から真方位38度15分00秒の方向0.600メートルの点

3 関係地区 新居浜市新居浜地区、西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

1 免許番号 燧共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	おごのり漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西条市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイFの3直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、仏崎埋立免許区域、昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域、昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域、昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の区域、平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域並びにBCを結んだ直線及びDEを結んだ直線以内の区域を除く。

- 基点
- A 西条市と新居浜市との境界の標識
 - B 西条市古川加茂川右岸標識1号
 - C 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号
 - D 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号
 - E 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

- F 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界の標識
- 点 ア Aから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
イ Fから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

3 関係地区 西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

1 免許番号 燧共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西条市地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路測量標から護岸沿
い西へ500メートルの標識

点 ア Aから今治市小平市島東端見通し1,200メートルの点

3 関係地区 西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

1 免許番号 燧共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃

(2) 漁場の位置 西条市壬生川地先

(3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 西条市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根
 B 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）東端西側
 C 西条市壬生川と市河原津との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Bから315度60メートルの点
 イ アから45度900メートルの点
 ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

3 関係地区 西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚張切網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西条市壬生川地先

(3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 西条市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根
 B 西条市壬生川港西防波堤（2号突堤）東端西側
 C 西条市壬生川と市河原津との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Bから315度60メートルの点
 イ アから45度900メートルの点
 ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

3 関係地区 西条市壬生川地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	おおのがい漁業	〃
〃	つめたがい漁業	〃

〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃

(2) 漁場の位置 西条市河原津地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

基点 A 西条市壬生川と河原津との最大高潮時海岸線における境界

B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界

C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側

D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側

点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点

ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点

エ Cから護岸沿い北に315メートルの点

オ Dから護岸沿い南に100メートルの点

カ Dから護岸沿い南に435メートルの点

3 関係地区 西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西条市河原津地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。

基点 A 西条市壬生川と河原津との最大高潮時海岸線における境界

B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界

C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側

D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側

点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点

- イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点
- ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点
- エ Cから護岸沿い北に315メートルの点
- オ Dから護岸沿い南に100メートルの点
- カ Dから護岸沿い南に435メートルの点

3 関係地区 西条市河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西条市河原津地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 西条市三芳永納山頂から四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し線と最大高潮時海岸線との交点

点 ア Aから四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し140メートルの点

3 関係地区 西条市河原津地区及び吉井地区

1 免許番号 燧共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市桜井地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

3 関係地区 今治市桜井地区

4 制限又は条件

西条市河原津からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市桜井メバル磯

3 関係地区 今治市桜井地区及び西条市河原津地区

1 免許番号 燧共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり業業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井及び古国分地先

(3) 漁場の区域

Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井メバル磯

B 今治市桜井暗古樋の石柱

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ業業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市桜井白壁岩地先

(3) 漁場の区域

今治市桜井白壁岩の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市平市島地先

(3) 漁場の区域

今治市平市島及び小平市島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 今治市桜井地区

1 免許番号 燧共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市あしか磯地先

(3) 漁場の区域

今治市小比岐島沖あしか磯を中心として半径500メートル以内の区域

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市比岐島地先

(3) 漁場の区域

今治市比岐島、小比岐島及びハチ島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃

〳	みるくい漁業	〳
〳	かき漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	ばかがい漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	しゃこ漁業	〳
〳	うに漁業	〳

(2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイの2直線及びイから51度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱

B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

C Bから147度873メートルの点（富田海岸パラペット上の標識）

点 ア Cから51度332メートルの点

イ アから141度4メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

1 免許番号 燧共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚建干網漁業	〳
〳	雑魚小型定置漁業	〳

(2) 漁場の位置 今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイ、イウ、ウエ及びエカの5直線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱

B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

C Bから147度873メートルの点（富田海岸パラペット上の標識）

点 ア Cから51度332メートルの点

イ アから141度4メートルの点

ウ イから51度313メートルの点

エ オから148度30分123メートルの点

オ Bから今治市宮窪町四阪島美濃島西端見通し線700メートルの点

カ イウの延長線上最大高潮時海岸線から700メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区及び桜井地区

1 免許番号 燧共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。

基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）

C 今治市今治港東防波堤突端西角

D 今治市今治港北防波堤北側付根北東角

E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点

点 ア Eから48度90メートルの点

イ アから138度40メートルの点

ウ イから127度393メートルの点

- エ ウから103度165メートルの点
- オ エから145度107メートルの点
- カ オから51度200メートルの点
- キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
- ク カから130度350メートルの点
- ケ クから161度410メートルの点
- コ ケから261度59メートルの点
- サ コから167度750メートルの点
- シ Aから20度236メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。

基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）

C 今治市今治港東防波堤突端

D 今治市今治港北防波堤中央突端

E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点

- 点 ア Eから48度90メートルの点
- イ アから138度40メートルの点
- ウ イから127度393メートルの点
- エ ウから103度165メートルの点
- オ エから145度107メートルの点
- カ オから51度200メートルの点
- キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端
- ク カから130度350メートルの点
- ケ クから161度410メートルの点
- コ ケから261度59メートルの点
- サ コから167度750メートルの点
- シ Aから20度236メートルの点

3 関係地区 今治市今治地区

1 免許番号 燧共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市大浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大高潮時海岸線とに囲まれた区域。ただし、カキ、キク、ケケ及びケカの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで、本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）及びオDと今治造船1号船渠と2号岸壁に囲まれた区域を除き、且つ、たこ漁業及び雑魚建網漁業については、今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ線以内の港内を除く。

基点 A 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下）

B 今治市大浜指手鼻

C 今治市大浜水晶鼻

D 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界

E 今治市砂場町地先海士瀬灯台灯標

点 ア Aから今治市吉海町長瀬鼻見通し700メートルの点

イ Bから今治市馬島州の崎見通し400メートルの点

ウ Bから今治市小島東端見通し350メートルの点

エ Cから今治市来島東端見通し180メートルの点

オ Dから今治市関前大下島西端見通し270メートルの点

カ Eから325度20分205メートルの点

キ カから245度39メートルの点

ク キから335度79メートルの点

ケ クから65度39メートルの点

3 関係地区 今治市大浜地区

1 免許番号 燧共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波止浜及び同市小島地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キE及びEFの9直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業及び雑魚建網漁業については今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市大浜近見水晶鼻

C 今治市大浜近見指手鼻

D 今治市馬島洲ノ崎

E 今治市小島の北方白石ノ磯（白岩）

F 今治市波方町動仙鼻

点 ア Aから今治市関前大下島西端見通し270メートルの点

イ Bから今治市来島東端見通し180メートルの点

ウ Cから今治市小島東端見通し350メートルの点

エ Dから257度500メートルの点

オ Dから今治市大三島町日向泊見通し400メートルの点

カ Dから今治市大三島町日向泊見通し1,800メートルの点

キ Eから今治市吉海町津島灯台見通し1,600メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第51号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島二ツ岩灯台を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島ビワ首の標識を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第53号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって
囲まれた区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島地先

(3) 漁場の区域

今治市小島東島尻鼻から今治市吉海町大突間島アカサキ鼻見通し250メートルの点を中心として半径150メートル以内の区域

3 関係地区 今治市来島地区

1 免許番号 燧共第56号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市小島北方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市小島西島尻鼻

点 ア Aから今治市波方町白石ノ磯（白岩）見通し550メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区及び大浜地区

1 免許番号 燧共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いざす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃

〳	いがい漁業	〳
〳	まてがし漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	かき漁業	〳
〳	みるくい漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〳
〳	雑魚小型定置漁業	〳

(2) 漁場の位置 今治市波方町地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市小島北方白石の磯（白岩）見通し線とBから広島県斎島東北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Cア及びアDの2直線と波方港北防波堤以内の区域、Eイ、イウ、ウエ及びエオの4直線以内の区域及びFカ、カキ、キク、ケコ、コサ及びサシの7直線以内の区域を除く。

基点 A 今治市波方町動仙鼻

B 今治市波方町錨掛鼻

C 今治市波方町波方甲2264番地38東角標識（宮の下物揚場）

D 今治市波方町波方甲2622番地17の東角から波方港北防波堤突端の方向へ防波堤に沿って139メートルの標識

E 今治市波方町宮崎字番所乙330番地1の標識（北緯34度07分16秒、東経132度57分33秒）

F 今治市波方町波方甲1614番地3の標識（北緯34度07分16秒、東経132度57分33秒）

点 ア Cから20度155メートルの点

イ Eから0度146メートルの点

ウ イから259度123メートルの点

エ ウから273度1,251メートルの点

オ エから197度259メートルの点（今治市波方町宮崎字番所乙206番地の標識）

カ Fから32度55メートルの点

キ カから122度80メートルの点

ク キから32度70メートルの点

ケ クから122度90メートルの点

コ ケから32度35メートルの点

サ コから122度252メートルの点

シ サから186度173メートルの点（今治市波方町波方甲1609番地12地先の標識）

3 関係地区 今治市波方町

1 免許番号 燧共第58号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波方町地先

(3) 漁場の区域

AB、Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオGの7直線とAG間の最大高潮時海岸線から500メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市波方町動仙鼻

B 今治市小島北方白石ノ磯（白岩）

C 今治市吉海町津島灯台

D 今治市波方町江戸廻岩

E 今治市波方町森上鼻

F 今治市波方町ナブト鼻

G 今治市波方町錨掛鼻

点 ア BからC見通し1,600メートルの点

イ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とDから今治市大三島町三ッ子島見通し線との交点

ウ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とFから今治市関前大下島アゴノ鼻見通し線との交点

エ Eから広島県齋島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

オ Gから広島県齋島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

3 関係地区 今治市波方町及び来島地区

1 免許番号 燧共第59号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町弘法岩地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市波方町波方字水先甲2844番地1地先の弘法の泉

点 ア Aから今治市吉海町津島南端見通し220メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区、波方町小部地区及び大浜地区

4 制限又は条件

今治地区、関前地区及び渦浦地区（馬島を含む）からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第60号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町大角鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市波方町大角鼻

点 ア Aから今治市吉海町津島久志ノ鼻見通し1,100メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区、波方町小部地区及び大浜地区

4 制限又は条件

今治地区、関前地区及び渦浦地区（馬島を含む）からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第61号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市波方町大角鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市波方町大角鼻

点 ア Aから今治市吉海町津島一ノ瀬鼻見通し90メートルの点

3 関係地区 今治市来島地区、波方町小部地区及び大浜地区

4 制限又は条件

今治地区、関前地区及び渦浦地区（馬島を含む）からの流釣の入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第62号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市波方町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市波方町錨掛鼻

B 今治市波方町と同市大西町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから広島県齋島東北端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点

イ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し1,000メートルの点

ウ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し線とBから松山市小安居島北端見通し線との交点

3 関係地区 今治市波方町小部地区

1 免許番号 燧共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃

〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市大西町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アD、Bイ及びイCの4直線とAB及びCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市大西町と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市大西町花木鼻西端

C 今治市大西町諏訪鼻北端

D 今治市大西町八幡山頂上

点 ア Aから松山市小安居島北端見通し線とDから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点

イ Bから今治市大西町怪島北端見通し線とCから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点

3 関係地区 今治市波方町小部地区及び同市大西町

1 免許番号 燧共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃

〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市菊間町地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市波方町錨掛鼻見通し線とBから松山市白石（二ツ石）西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域

基点 A 今治市大西町別府八幡山頂上

B 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千羽ヶ岳鼻）

3 関係地区 今治市菊間町

4 制限又は条件

今治市菊間町八幡山から海岸線沿い東1,300メートルの点（旧菊間町と旧亀岡村との最大高潮時海岸線における境界）から広島県斎島東北端見通し線以東の区域については、今治市波方町小部地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃

〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から350メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第66号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から1,200メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第67号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第68号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から1,600メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から350メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から1,200メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第71号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯南方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯中央

点 ア Aから181度30分1,600メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第72号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島俵崎北方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島俵崎

点 ア Aから2度1,600メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第73号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島東方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町魚島勢賀井ジャコ干大岩

点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,800メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第74号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から6月30日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島北部地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻

B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻

点 ア Aから8度3,100メートルの点

イ Aから8度3,700メートルの点

ウ Aから25度4,150メートルの点

エ Bから13度4,500メートルの点

オ Bから13度3,900メートルの点

カ Aから25度3,500メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第75号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島江ノ島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島ヤケノ鼻

B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻

点 ア Aから181度2,900メートルの点

イ Aから181度3,600メートルの点

ウ Bから204度4,200メートルの点

エ Bから204度3,500メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第76号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島南部地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻

B 越智郡上島町魚島桜田洲鼻

点 ア Aから207度3,900メートルの点

イ Aから207度4,600メートルの点

ウ Bから175度3,900メートルの点

エ Bから175度3,200メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第77号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町魚島高井神島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻

B 越智郡上島町魚島高井神島宿ノ鼻

点 ア Aから215度3,900メートルの点

イ Aから215度4,600メートルの点

ウ Bから185度4,600メートルの点

エ Bから185度4,000メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町魚島

1 免許番号 燧共第78号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町豊島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第79号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島黒磯地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町豊島黒磯北端

点 ア Aから337度30分170メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第80号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島臼ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町豊島臼ノ鼻

点 ア Aから149度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第81号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻

点 ア Aから46度1,850メートルの点

イ Aから67度3,600メートルの点

ウ Aから80度3,300メートルの点

エ Aから80度1,800メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第82号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町豊島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻

点 ア Aから338度2,920メートルの点

イ Aから51.5度4,850メートルの点

ウ Aから57度4,640メートルの点

エ Aから61.5度5,320メートルの点

- オ Aから67度5,200メートルの点
- カ Aから319度2,130メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第83号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	どこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(3) 漁場の区域

越智郡上島町百貫島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第84号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町百貫島灯台北下石垣中央

点 ア Aから310度300メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第85号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町百貫島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、燧共第83号漁業権漁場区域を除く。

基点 A 越智郡上島町百貫島東端

点 ア Aから50度1,000メートルの点

イ Aから70度2,550メートルの点

ウ Aから89度3,850メートルの点

エ Aから118度5,200メートルの点

オ Aから126度4,700メートルの点

カ Aから137度2,100メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第86号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃

ク	あかがい漁業	ク
ク	さざえ漁業	ク
ク	たいらぎ漁業	ク
ク	みるくい漁業	ク
ク	いがい漁業	ク
ク	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
ク	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
ク	うに漁業	ク
ク	たこ漁業	ク
ク	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
ク	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
ク	しゃこ漁業	ク
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	ク
ク	雑魚建網漁業	ク

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島及び佐島地先

(3) 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ11直線及びA I 間の越智郡上島町弓削島及び同町佐島の東南側最大高潮時海岸線から1,500メートルの線と同町弓削島及び佐島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻

B 越智郡上島町弓削島石風呂の鼻

C 越智郡上島町弓削島宮ノ鼻

D 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北角

E 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻

F 越智郡上島町佐島杵頭鼻

G 越智郡上島町佐島宮下鼻

H 越智郡上島町佐島藤尾鼻

I 越智郡上島町佐島蛸崎

点 ア Aから広島県当木島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから広島県因島地蔵鼻（御ヶ崎）見通し線の中央点

ウ Cから広島県因島小用の鼻見通し線の中央点

エ Dから広島県因島宇崎見通し線の中央点

オ Eから広島県因島鰓の鼻見通し線の中央点

カ Eから越智郡上島町巖島東北端見通し線の中央点

キ Eから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点

ク Fから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点

ケ Gから越智郡上島町生名島稲浦鼻見通し線の中央点

コ Gから越智郡上島町赤穂根島法師崎見通し1,000メートルの点

サ Hから越智郡上島町赤穂根島法師鼻崎見通し線の中央点

シ Iから今治市宮窪町戸代鼻見通し1,500メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第87号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻

点 ア Aから345度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第88号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島京ノ小島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島京ノ小島島頂

点 ア Aから6度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第89号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島鎌田地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島鎌田長磯ノ鼻

点 ア Aから132度1,380メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第90号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻

点 ア Aから111度1,330メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第91号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島楡田地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島楡田鼻

点 ア Aから144度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第92号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻

点 ア Aから64度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第93号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町弓削島大谷鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町弓削島大谷鼻

点 ア Aから171度250メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町弓削

1 免許番号 燧共第94号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	もがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 越智郡上島町生名地先

(3) 漁場の区域

アからシまでの点を順次結んだ11直線、K L間の対岸との中央線及びスからアまでの点を順次結んだ5直線と越智郡上島町生名島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町生名生名島大串鼻

B 越智郡上島町生名生名島汐早鼻

C 越智郡上島町生名生名島びわが首鼻

- D 越智郡上島町生名生名島稲浦鼻
- E 越智郡上島町岩城赤穂根島法師崎
- F 越智郡上島町生名生名島高松鼻
- G 越智郡上島町生名巖島東北端
- H 越智郡上島町生名坪木島東北端
- I 越智郡上島町生名生名島網建鼻
- J 越智郡上島町生名生名島押揚鼻
- K 越智郡上島町生名鶴島東南端
- L 越智郡上島町生名鶴島北端
- M 越智郡上島町生名亀島西北端
- N 越智郡上島町生名甌島島頂

- 点
- ア Aから越智郡上島町岩城岩城島長江鼻見通し線の中央点
 - イ Bから越智郡上島町岩城岩城島船越鼻見通し線の中央点
 - ウ Cから越智郡上島町岩城岩城島聖崎見通し線の中央点
 - エ Eから越智郡上島町佐島宮下鼻見通し550メートルの点
 - オ Dから越智郡上島町佐島宮下鼻見通し線の中央点
 - カ Fから越智郡上島町佐島杵頭見通し線の中央点
 - キ Fから越智郡上島町弓削伊勢ヶ崎鼻見通し線の中央点
 - ク Gから越智郡上島町弓削伊勢ヶ崎鼻見通し線の中央点
 - ケ Hから広島県尾道市因島長崎南鼻見通し線の中央点
 - コ Iから広島県尾道市因島城ヶ鼻見通し線の中央点
 - サ Jから広島県尾道市因島城ヶ鼻見通し線の中央点
 - シ Kから84度の直線上対岸との中央点
 - ス Lから354度の直線上対岸との中央点
 - セ Mから広島県尾道市因島土生町と同田熊町との最大高潮時海岸線における境界見通し線の中央点
 - ソ Mから広島県生口島俵石鼻見通し181メートルの点
 - タ Nから広島県尾道市因島金山鼻見通し線の中央点
 - チ Nから越智郡上島町岩城鷺の子島の中央線境見通し545メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町生名

1 免許番号 燧共第95号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃

〳	いがい漁業	〳
〳	まてがい漁業	〳
〳	はまぐり漁業	〳
〳	あかがい漁業	〳
〳	もがい漁業	〳
〳	たいらぎ漁業	〳
〳	とこぶし漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
〳	しゃこ漁業	〳
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〳
〳	雑魚建網漁業	〳
〳	雑魚建干網漁業	〳

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城地先

(3) 漁場の区域

アからソまでの点を順次結んだ14直線及びソアの直線と越智郡上島町岩城の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 越智郡上島町岩城月浜鼻

B 越智郡上島町岩城新城鼻

C 越智郡上島町岩城孤隠鼻

D 今治市伯方町首頭鼻

E 今治市伯方町金ヶ崎

F 越智郡上島町弓削佐島蛸崎

G 越智郡上島町岩城赤穂根法師崎

H 越智郡上島町岩城岩城島聖崎

I 越智郡上島町岩城岩城島船越鼻

J 越智郡上島町岩城岩城島長江鼻

K 越智郡上島町生名甕島頂

点 ア 越智郡上島町岩城鳶の子島の大島と子島との中央点（県境）

イ Aから広島県生口島大子島島頂見通し509メートルの点

ウ Bから298度の線上最大高潮時対岸との中央点

エ Bから今治市伯方町大長崎鼻見通し1,720メートルの点

オ Cから今治市伯方町木浦と北浦との最大高潮時海岸線における境界見通し1,000メートルの点

カ Dから津波島西端見通し線の中央点

キ Eから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し550メートルの点

ク Eから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,100メートルの点

ケ Fから越智郡上島町岩城津波島じねんご鼻見通し1,000メートルの点

- コ Gから越智郡上島町弓削佐島藤尾鼻見通し線の中央点
- サ Gから越智郡上島町弓削佐島宮の下鼻見通し550メートルの点
- シ Hから越智郡上島町生名生名島びわが首鼻見通し線の中央点
- ス Iから越智郡上島町生名生名島汐早鼻見通し線の中央点
- セ Jから越智郡上島町生名生名島大串鼻見通し線の中央点
- ソ Kからイ見通し545メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第96号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城新城地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島新城鼻

点 ア Aから広島県生口島田高根向井山岬見通し300メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第97号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城孤隠崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻

点 ア Aから越智郡上島町岩城赤穂根島南西端見通し100メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第98号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城鳩岡地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島鳩岡鼻

点 ア Aから越智郡上島町津波島西端見通し400メートルの点

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第99号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 越智郡上島町岩城孤隠崎地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市伯方町首頭島見通し900メートルの点を中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 越智郡上島町岩城岩城島孤隠崎の東鼻

3 関係地区 越智郡上島町岩城

1 免許番号 燧共第100号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市伯方町地先

(3) 漁場の区域

アからネまでの点を順次結んだ23直線及びネアの直線と今治市伯方町の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市伯方町首頭鼻

C 今治市伯方町金ヶ崎

D 今治市伯方町波戸名鼻

E 今治市伯方町二ツ岩

F 今治市伯方町入道鼻

G 今治市伯方町梅ヶ鼻

H 今治市伯方町矢崎鼻

I 今治市伯方町船折鼻

J 今治市伯方町びきの鼻

K 今治市宮窪町見近島東南端

L 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界

M 今治市上浦町蛇ヶ鼻

N 今治市伯方町三ッ子島島頂

O 今治市伯方町ほうき谷鼻

P 今治市伯方町地藏鼻

Q 今治市伯方町みずしり鼻

R 今治市上浦町古城島島頂

S 今治市伯方町大長崎鼻

T 今治市伯方町北浦地鼻

U 今治市伯方町トウビョウ鼻

点 ア Aから越智郡上島町岩城岩城島菰隠鼻見通し2,000メートルの点

イ Bから越智郡上島町岩城津波島西端見通し線の中央点

ウ Cから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し550メートルの点

エ Dから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,000メートルの点

オ Eから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点

カ Fから今治市宮窪町戸代鼻見通し線の中央点

キ Fから今治市宮窪町戸代部落下ノ鼻見通し650メートルの点

ク Gから今治市宮窪町鵜島唐崎見通し500メートルの点

ケ Hから今治市宮窪町鵜島唐崎見通し200メートルの点

コ Iから今治市宮窪町鵜島甲の鼻見通し線の中央点

サ Jから今治市宮窪町能島西端見通し400メートルの点

シ Jから今治市伯方町鶏小島西端見通し延長300メートルの点

- ス Kから今治市伯方町道下鼻見通し線の中央点
- セ Lから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し線の中央点
- ソ Lから今治市宮窪町見近島西端見通し線の中央点
- タ Mから今治市宮窪町見近島西端見通し500メートルの点
- チ Nから354度の線上対岸との中央点
- ツ Oから348度の線上対岸との中央点
- テ Pから229度の線上対岸との中央点
- ト Qから264度の線上対岸との中央点
- ナ RからS見通し線の中央点
- ニ Rからヌ見通し363メートルの点
- ヌ Tから広島県生口島田高根向井山岬見通しの中央点
- ネ Sから越智郡上島町岩城岩城島新城鼻見通し線とUから21度の線との交点

3 関係地区 今治市伯方町

1 免許番号 燧共第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町四阪島地先

(3) 漁場の区域

今治市宮窪町四阪島の梶島、鼠島、美濃島及び明神島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 今治市宮窪町

4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町四阪島バンダイ磯地先

(3) 漁場の区域

今治市宮窪町四阪島バンダイ磯の中心から半径200メートル以内の区域

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	みるくい漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町北部地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス及びスJの14直線及びJス及びKセの2直線間の最大高潮時海岸線から800メートルの線とAK間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 今治市宮窪町戸代鼻
 B 今治市伯方町波戸名地先沖小島頂（二つ岩）
 C 今治市伯方町入道鼻
 D 今治市伯方町梅ヶ鼻
 E 今治市伯方町矢崎鼻
 F 今治市伯方町船折鼻
 G 今治市伯方町びきの鼻
 H 今治市宮窪町見近島東南端
 I 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界
 J 今治市宮窪町宮窪と同町余所国との最大高潮時海岸線における境界
 K 今治市吉海町田浦と宮窪町早川との最大高潮時海岸線における境界
 L 今治市宮窪町鵜島唐崎
- 点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点
 イ Bから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点
 ウ AとCとを結んだ直線の中央点
 エ Cから今治市宮窪町戸代部落下の鼻見通し650メートルの点
 オ LからD見通し400メートルの点
 カ LからE見通し550メートルの点
 キ Fから今治市宮窪町鵜島甲の鼻見通し中央点
 ク Gから今治市宮窪町能島西端見通し400メートルの点
 ケ Gから今治市宮窪町鶏小島能島西端見通し延長300メートルの点
 コ Hから今治市伯方町下鼻見通し中央点
 サ Iから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し中央点
 シ Iから今治市宮窪町見近島西端見通し中央点
 ス Jから今治市宮窪町見近島西端見通し延長800メートルの点
 セ Kから今治市上浦町下坂見通し800メートルの点

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

〳	とりがい漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〳	みるくい漁業	〳

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町友浦地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し線とBから今治市小比岐島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚小型定置漁業	〳

(2) 漁場の位置 今治市宮窪町友浦地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市宮窪町戸代鼻

B 今治市宮窪町大尻鼻

C 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点

イ Bから今治市宮窪町四阪島梶島頂見通し3,000メートルの点

ウ Cから今治市小比岐島東端見通し1,300メートルの点

3 関係地区 今治市宮窪町

1 免許番号 燧共第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	いぎす漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	うに漁業	〳

〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市吉海町名垂水ノ鼻

B 今治市吉海町仁江と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界(大崎鼻)見通し500メートルの点

イ Bから今治市比岐島東北端見通し1,300メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第107号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市吉海町仁江志津見上ノ鼻

B 今治市吉海町仁江と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから150度250メートルの点

イ Bから今治市比岐島東北端見通し280メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第108号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁江志津見地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウB及びBAの5直線によって囲まれた区域

基点 A 今治市吉海町仁江志津見漁港南防波堤突端

B 今治市吉海町仁江志津見漁港西防波堤突端

点 ア Aから180度200メートルの点

イ Aから135度200メートルの点

ウ Bから今治市宮窪町四阪島梶島西端見通し260メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

1 免許番号 燧共第109号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いざす漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町名地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界（大崎鼻）見通し線とBから同所（大崎鼻）見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町名タケの鼻

B 今治市吉海町名垂水ノ鼻

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第110号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町仁越地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市宮窪町梶島北端見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町江越海底電線施設所から海岸線沿い南へ50メートルの標識

B 今治市吉海町江越ハゲの鼻

3 関係地区 今治市吉海町津倉地区

4 制限又は条件

漁期終了後15日以内にすべての漁具施設を撤去しなければならない。

1 免許番号 燧共第111号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町南浦地先

(3) 漁場の区域

ウA、Aア、アイ及びイBの4直線とウB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、燧共第109号及び燧共第112号の漁場区域を除く

基点 A 今治市吉海町南浦竜神島灯台

B 今治市吉海町南浦城ヶ鼻

点 ア Aから今治市桜井大崎鼻見通し1,700メートルの点

イ Bから今治市平市島西端見通し2,000メートルの点

ウ アAの延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 今治市今治地区、大浜地区、来島地区、宮窪町、吉海町及び関前

1 免許番号 燧共第112号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町南西部地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市吉海町武志島東端見通し線とBから今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界(大崎鼻)見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び今治市龍神島(コウゾ磯を含む)の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 今治市吉海町椋名1068番地と同町臥間1番地との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市吉海町南浦タケの鼻

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

4 制限又は条件

今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町中渡島武志島及び馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島、同市吉海町中渡島及び武志島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域及びスセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト及びトナの8直線とナス間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）を除く。

基点 A 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点

B 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点

点 ア Aから241度40分675メートルの点

イ アから155度66メートルの点

ウ イから245度49メートルの点

エ ウから335度66メートルの点

オ Aから241度50分845メートルの点

カ オから155度61メートルの点

キ カから245度68メートルの点

ク キから335度61メートルの点

- ケ Aから243度20分1, 136メートルの点
- コ ケから155度79メートルの点
- サ コから245度39メートルの点
- シ サから335度79メートルの点
- ス Bから244度40分403メートルの点
- セ スから155度20メートルの点
- ソ セから245度59メートルの点
- タ ソから335度87メートルの点
- チ タから65度59メートルの点
- ツ チから155度44メートルの点
- テ ツから65度34メートルの点
- ト テから335度20メートルの点
- ナ トから65度51メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

4 制限又は条件

海藻類を除く第1種共同漁業及び雑魚建網漁業に限り今治市大浜地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径150メートルの線とナガセ鼻を中心として半径150メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第115号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第116号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島小浦崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの2直線とアウ間の小浦崎を中心とした半径150メートルの弧によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償区域）を除く。

基点 A 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点

点 ア Aから253度15分449メートルの点

イ アから65度42メートルの点

ウ イから155度7メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第117号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市馬島地先

(3) 漁場の区域

今治市馬島洲ノ崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第118号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市吉海町中渡島地先

(3) 漁場の区域

今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第119号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町椋名及び津島地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し線とBから同町武志島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び同町津島及び同町大突間島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキの6直線とアキ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びクケ、ケコ、コサ及びサクの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）を除く。

基点 A 今治市吉海町本庄と同町椋名との最大高潮時海岸線における境界（ハナ崎）
 B 今治市吉海町椋名1068番地と同町臥間1番地との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Cから86度312メートルの点
 イ アから217度10分59メートルの点
 ウ イから138度40分47メートルの点
 エ ウから224度40分101メートルの点
 オ エから354度30分24メートルの点
 カ オから259度20分53メートルの点
 キ カから303度26メートルの点
 ク Cから216度10分100メートルの点
 ケ クから155度56メートルの点
 コ ケから245度30メートルの点
 サ コから335度56メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第120号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市吉海町北西部地先

(3) 漁場の区域

Aア、イウ、ウエ及びエDの4直線、AB間の最大高潮時海岸線から500メートルの線及びAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ及びクケの3直線、オケ間の海岸線及び点コを中心とした半径175メートルの弧とによって囲まれた区域、サシ、シス及びスセの3直線とサセ間の海岸線とによって囲まれた区域、ソタ、タチ、チツ及びツテの4直線とソテ間の海岸線とによって囲まれた区域、ナニ、ニヌ、ヌト及びトナの4直線によって囲まれた区域及びネノ、ノハ及びハヒの3直線とネヒ間の海岸線とによって囲まれた区域（平成5年8月6日付けで、愛媛県と渦浦漁業協同組合ほか1組合が締結した吉海港（公共マリーナ）整備事業漁業補償の区域）を除く。

基点 A 今治市吉海町田浦と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界

B 今治市吉海町泊荒戸鼻

C 今治市吉海町本庄シイガ鼻

D 今治市吉海町ハナ崎

E 今治市吉海町津倉四等三角点

点 ア Aから今治市上浦町下坂見通し500メートルの点

イ Bから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点

ウ Cから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点

エ Dから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し500メートルの点

オ Eから131度30分1,020メートルの点

カ Eから131度50分1,033メートルの点

- キ Eから116度10分1,220メートルの点
- ク Eから106度20分1,020メートルの点
- ケ Eから123度50分785メートルの点
- コ Eから115度50分1,043メートルの点
- サ Eから116度40分653メートルの点
- シ Eから116度656メートルの点
- ス Eから113度10分579メートルの点
- セ Eから114度575メートルの点
- ソ Eから106度533メートルの点
- タ Eから105度30分548メートルの点
- チ Eから99度10分524メートルの点
- ツ Eから98度50分475メートルの点
- テ Eから100度474メートルの点
- ト Eから94度836メートルの点
- ナ Eから94度30分830メートルの点
- ニ Eから88度20分701メートルの点
- ヌ Eから88度708メートルの点
- ネ Eから88度30分518メートルの点
- ノ Eから80度50分688メートルの点
- ハ Eから79度50分682メートルの点
- ヒ Eから87度20分512メートルの点

3 関係地区 今治市吉海町渦浦地区及び同市馬島

1 免許番号 燧共第121号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃

〃	うに漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市上浦町地先

(3) 漁場の区域

Aア及びアイの2直線、BE間の最大高潮時海岸線から909メートルの線、ECの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、CD間の最大高潮時海岸線、Dカの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、キク、クケ、ケコ、コシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ及びツNの11直線及びAN間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、テト、トナ、ナニ及びニテの4直線、ヌネ、ネノ及びノハの3直線及びハヌ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（平成4年3月31日付けで、本州四国連絡橋公団と弓削町漁業協同組合他17組合が締結した漁業補償区域）を除く。

基点 A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界

B 今治市上浦町鳥取鼻

C 広島県瓢箪島北端

D 今治市上浦町瓢箪島南橋

E 今治市上浦町井ノ口と盛との最大高潮海岸線における境界

F 今治市上浦町多々羅鼻

G 今治市上浦町旧盛口村と旧瀬戸崎村との最大高潮時海岸線における境界

H 今治市上浦町古城島島頂

I 今治市伯方町みずしり鼻

J 今治市伯方町地蔵鼻

K 今治市伯方町ほうき谷鼻

L 今治市伯方町三ッ子島島頂

M 今治市上浦町瀬戸6743番地2地先護岸の標識（上浦町下坂）

N 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界

O 今治市上浦町多々羅三角点

点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し727メートルの点

イ Bから0度909メートルの点

ウ 広島県高根島押寄鼻からB見通し3,000メートルの点

エ Cからウ見通し500メートルの点

オ Eから瓢箪島の愛媛県と広島県の境界標識見通し909メートルの点

カ Dからサ見通し500メートルの点

キ オとクを結んだ直線と瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線との交点

ク Fから広島県尾道市瀬戸田町旧西生口村と旧南生口村との最大高潮時海岸線における境界見通し700メートルの点

ケ Gから越智郡上島町岩城村新城鼻見通し1,090メートルの点

- コ Hから広島県生口島田高根向井山岬と今治市伯方町北浦地蔵鼻との中央点見
通し363メートルの点
- サ 広島県生口島田高根五本松鼻から今治市伯方町大長崎見通し1,200メートル
の点
- シ Hから今治市伯方町大長崎見通し線の中央点
- ス Iから264度の線上対岸との中央点
- セ Jから229度の線上対岸との中央点
- ソ Kから348度の線上対岸との中央点
- タ Lから354度の線上対岸との中央点
- チ Mから今治市吉海町田浦川路小平寺見通し1,100メートルの点
- ツ Nから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し1,450メートルの点
- テ Oから73度43分360メートルの点
- ト テから346度48分120メートルの点
- ナ トから76度48分90メートルの点
- ニ ナから166度48分220メートルの点
- ヌ Oから328度44分130.8メートルの点
- ネ ヌから76度48分220メートルの点
- ノ ネから166度48分90メートルの点
- ハ ノから256度48分80メートルの点

3 関係地区 今治市上浦町

4 制限又は条件

Fク及びNツの2直線の間の区域は宮窪町漁業協同組合からの入漁を拒んではなら
ない。

1 免許番号 燧共第122号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおさ漁業	〃

〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市大三島町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサIの12直線とA I間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界
 - B 今治市大三島町肥海松島東端
 - C 今治市大三島町肥海松島西南端
 - D 今治市大三島町肥海鏡崎
 - E 今治市大三島町口総大横島西端
 - F 今治市大三島町浦戸棚石鼻
 - G 今治市大三島町宗方柏島西端
 - H 今治市大三島町宗方日向泊鼻
 - I 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界

- 点
- ア Aから広島県大久野島灯台見通し727メートルの点
 - イ Bから広島県小久野島南端とを結んだ直線の中央点
 - ウ Cから広島県大崎上島唐島頂見通し1,000メートルの点
 - エ Dから広島県大崎上島鮎崎灯台とを結んだ直線の中央点
 - オ Eから264度500メートルの点
 - カ Fから広島県大崎上島岩白比灰山見通し線とEから今治市関前村大下島なぶち鼻見通し線との交点
 - キ Gから広島県大崎上島中の鼻見通し線とEから今治市関前村大下島なぶち鼻見通し線との交点
 - ク Gから239度の直線上対岸との中央点
 - ケ Hから広島県齋島東端見通し線と同県大崎上島中の鼻から今治市来島西端見通し線との交点
 - コ Hから今治市馬島北端見通し700メートルの点
 - サ Iから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し700メートルの点

3 関係地区 今治市大三島町

4 制限又は条件

- (1) 今治市大三島町野々江坂から日向泊までの区域は同市波方町及び来島地区からの入漁を拒んではならない。
- (2) 今治市大三島町野々江坂から宗方、浦戸までの区域は同市関前からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 燧共第123号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もづく漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 今治市関前地先

(3) 漁場の区域

アからサまでの点を順次結んだ10直線及びサス、スソ、ソタ及びタアの4直線と今治市関前の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点
- A 今治市関前岡村島南鼻
 - B 広島県呉市豊町小島東側エビスガモト鼻
 - C 今治市関前岡村島カナクソ鼻
 - D 今治市関前岡村島観音崎
 - E 広島県呉市豊町蒲野鼻
 - F 今治市大三島町柏島西端
 - G 広島県大崎上島町中の鼻

- H 今治市関前大下ナブチ鼻
 - I 広島県大崎上島町沖浦黒崎
 - J 今治市関前岡村島正月鼻
 - K 今治市関前岡村島戸町鼻
 - L 広島県大崎上島町明石香匂鼻
 - M 広島県大崎上島町草木鼻
 - N 広島県呉市豊町初崎
- 点
- ア Aから広島県呉市豊町大島東南端見通し線の中央点
 - イ Bから44度の直線の対岸との中央点
 - ウ Cから広島県呉市豊町小島東南端見通し650メートルの点
 - エ Cから広島県呉市豊町東北端見通し線の中央点
 - オ Dから松山市小安居島頂見通し436メートルの点
 - カ Eから今治市吉海町津島小島鼻見通し線と同市大三島町日向泊鼻から広島県齋島東北端見通し線との交点
 - キ 今治市大三島町日向鼻から広島県齋島東北端見通し線とGから今治市来島西端見通し線との交点
 - ク Fから239度の直線とGから今治市来島西端見通し線との交点
 - ケ FからG見通し740メートルの点
 - コ GからH見通し線の中央点
 - サ Jからコ見通し線とIから179度の線との交点
 - シ KからL見通し線の中央点
 - ス KM線とサシ線の延長線との交点
 - セ NからL見通し400メートルの点
 - ソ セからJ見通し線とKMを結んだ直線との交点
 - タ Kから304度30分170メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第124号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 今治市関前大下島ナブチ鼻地先

- (3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前大下島ナブチ鼻

点 ア Aから広島県大崎上島中ノ鼻見通し300メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第125号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前大下島友入地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前大下島乙111番地の標識

点 ア Aから今治市波方町馬刀渦見通し500メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第126号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前大下島フカバ地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前大下島フカバ突端

点 ア Aから今治市波方町梶取鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第127号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前小大下島明神地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 今治市関前小大下島龍が鼻

B 今治市関前小大下島明神鼻

点 ア Aから今治市関前大下島竹子の鼻見通し400メートルの点

イ Bから今治市関前大下島黒鼻見通し450メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第128号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前小大下島北方地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前小大下島乙533番地（石灰採掘場跡）前護岸の標識

B 広島県大崎上島町沖浦シダワラ山頂

C 広島県三角島堤ノ鼻

D 今治市関前岡村島正月鼻

点 ア ABを結んだ直線とCDを結んだ直線の延長線との交点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第129号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前岡村島月盛地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前岡村島月盛の鼻

点 ア Aから広島県大崎上島町沖浦黒崎見通し900メートルの点

3 関係地区 今治市関前

1 免許番号 燧共第130号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 今治市関前岡村島小惣津鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 今治市関前岡村島小惣津鼻

点 ア Aから今治市波方町長磯見通し1,100メートルの点

3 関係地区 今治市関前



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月6日金曜日 第2990号

目次

- 落札者等の告示..... (情報政策課) ... 526
 - 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 526
 - 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 526
 - 漁業免許の内容等の公示(2件)..... () ... 526
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件)..... (東予地方局環境保全課) ... 532
 - 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 534
- 選挙管理委員会告示**
- 愛媛県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表..... (中予地方局地域政策課) ... 534

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告示

○愛媛県告示第676号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
文書管理・電子決裁システム構築業務委託一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年6月20日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	48,600,000円	一般競争入札	平成30年5月8日

○愛媛県告示第677号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
四国中央市	富郷町寒川山1・2	平成28年度から平成29年度まで	四国中央市(富郷町寒川山1・2)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成30年7月6日

○愛媛県告示第678号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起

業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年7月6日から19日まで

○愛媛県告示第679号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 燧特区第131号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

''	ばかがい漁業	''
''	あさり漁業	''
''	まてがい漁業	''
''	はまぐり漁業	''
''	おおのがい漁業	''
''	つめたがい漁業	''
''	たいらぎ漁業	''
''	みるくい漁業	''
''	たこ漁業	''
''	えむし漁業	''
''	なまこ漁業	6月1日から 翌3月31日まで

イ 漁場の位置 新居浜市地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市と西条市との境界の標識

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新

居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間）

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域Aア、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北隅取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

シ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域、Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ス 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

- B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- 点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点
- イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点
- ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点
- エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点
- オ Dから護岸の延長線上113メートルの点
- セ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域
Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点
- C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端
- D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端
- E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
- F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点
- イ アから216度30分146メートルの点
- ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点
- エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点
- オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点
- カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点
- キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

- ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点
- ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点
- コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点
- ソ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアウ、ウエ、エイの3直線で囲まれた区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点
- B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点
- 点 ア 基点Aから255度10分44秒、279.552メートルの点
- イ 基点Bから247度5分9秒、104.813メートルの点
- ウ 基点Aから292度29分8秒、479.864メートルの点
- エ 基点Bから318度54分38秒、853.398メートルの点

(3) 関係地区 新居浜市新居浜地区

(4) 制限又は条件 なし

2 免許予定日

平成30年12月1日

3 申請期間

平成30年7月6日から9月30日まで

4 存続期間

平成30年12月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第680号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 燧特区第132号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃
〃	雑魚張切網漁業	〃

イ 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域並びに別記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生6丁目と市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界
- B 新居浜市御代島ビワ崎鼻
- C 新居浜市と西条市との境界の標識
- D 西条市古川加茂川右岸標識1号
- E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識2号
- F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号
- G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号
- H 西条市氷見戊と市今在家との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点
- イ Bから今治市宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点
- ウ Cから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点
- エ Hから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
- エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域
 - アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域
 - 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
 - B Aから西へ354度20メートルの点
 - C Aから東へ護岸線上120メートルの点
 - 点 ア Bから354度20メートルの点
 - イ Bから354度730メートルの点
 - ウ Bから22度835メートルの点
 - エ Bから4度2,385メートルの点
 - オ Aから355度2,325メートルの点
 - カ Aから359度1,095メートルの点
 - キ Cから19度830メートルの点
 - ク Cから28度635メートルの点
 - ケ Cから354度520メートルの点
 - コ Cから354度20メートルの点
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と

新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））
- キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域
 - Iオ及びオJの2直線以内の区域
 - 基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端
 - J 新居浜市惣開町乙31番22号（住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地）
 - 点 オ Iから西側護岸延長線上125メートルの点
- ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域
 - Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域
 - 基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端
 - L 西条市西条港西防波堤突端
 - 点 カ Kから349度50メートルの点
 - キ カから259度2,248メートルの点
 - ク キから349度550メートルの点
 - ケ ケから308度15分376メートルの点
 - コ ケから351度15分1,292メートルの点
 - サ コから253度200メートルの点
 - シ サから171度1,272メートルの点
 - ス シから208度45分260メートルの点
 - セ スから253度30分2,500メートルの点
 - ソ セから333度30分238メートルの点
 - タ ソから244度200メートルの点
 - チ タから154度652メートルの点
- ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙609-13北面地先）
 - アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域
 - 基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端
 - B Aから西へ護岸線上590メートルの点
 - C Aから東へ護岸線上120メートルの点
 - D Aから東へ護岸線上600メートルの点

- 点 ア Bから14度775メートルの点
 イ Bから4度30分1,050メートルの点
 ウ Bから14度30分1,100メートルの点
 エ Bから22度835メートルの点
 オ Cから3度940メートルの点
 カ Dから7度845メートルの点
 キ Dから13度600メートルの点
 ク Dから359度528メートルの点
 ケ Cから28度635メートルの点
 コ Cから19度830メートルの点
 サ Bから4度2,385メートルの点
 シ Aから355度2,325メートルの点
- コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面)
- アア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で棧橋(6,600m)を除いた区域
- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端
 B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北隅とりドルフィン突端
 C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸東北端
 D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
 E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点
- 点 ア Aから336度102メートルの点
- サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙366-20北西海面)
- アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域
- 基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
 B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角
- 点 ア Aを基準とし、Bより内角135度28.3メートルの点
 イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メートルの点
 ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点
 エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4メートルの点
 オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点
- シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域)
- Aア、アイ、イウ及びイウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域
- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端
 B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識
- 点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点
 イ アから216度30分146メートルの点
 ウ Bから218度148メートルの点
- ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域
- アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域
- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
- 点 ア Aから336度102メートルの点
 イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北隅取りドルフィン突端
 ウ Aから304度513メートルの点
 エ Aから308度535メートルの点
 オ Aから318度424メートルの点
 カ Bから349度416メートルの点
 キ Bから111度141メートルの点
 ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点
- セ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域
- Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域
- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
 B Aから西側の護岸沿い800メートルの点
 C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端
- ソ 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域
- Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端
 B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

タ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

チ 平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁協が締結した漁業補償契約書記載の補償区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁協が締結した漁業補償契約書記載の補償区域

①②、②③、③④、④⑤、⑤⑥、⑥⑦、⑦⑧、⑧⑨、⑨⑩、⑩⑪、⑪⑫及び⑫①の12直線によって囲まれた区域

基点 A 株式会社今治造船西条工場西条市ひうち字西ひうち7番16号の岸壁北東端

点 ① Aから真方位48度28分33.372秒の方向810.027メートルの点

② ①から真方位218度15分00秒の方向0.600メートルの点

③ ②から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点

④ ③から真方位38度15分00秒の方向27.500メートルの点

⑤ ④から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

⑥ ⑤から真方位218度15分00秒の方向0.400メートルの点

⑦ ⑥から真方位308度15分00秒の方向478.000メートルの点

⑧ ⑦から真方位38度15分00秒の方向0.400メートルの点

⑨ ⑧から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

⑩ ⑨から真方位218度15分00秒の方向27.500メートルの点

⑪ ⑩から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点

⑫ ⑪から真方位38度15分00秒の方向0.600メートルの点

ツ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアカ、カオ、オイの3直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

点 ア 基点Aから255度10分44秒、279.552メートルの点

イ 基点Bから247度5分9秒、104.813メートルの点

オ 基点Bから320度11分45秒、1,047.264メートルの点

カ 基点Aから306度44分43秒、806.737メートルの点

(3) 関係地区 新居浜市新居浜地区並びに西条市西条地区、ひうち地区及び禰瑞地区

(4) 制限又は条件 なし

2 免許予定日

平成30年12月1日

3 申請期間

平成30年7月6日から9月30日まで

4 存続期間

平成30年12月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第681号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年7月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎2丁目1番1号、
代表取締役社長 別川 俊介

2 事業場の名称及び所在地

住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場
新居浜市惣開町5番2号

3 特定施設に関する事項

GZN-01

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号「焼入れ施設	
特定施設の能力	1バッチ当たり15キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手1日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	30分	
特定施設の使用の手順の変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	
	浮遊物質量（単位：1リットルにつきミリグラム）	
	窒素含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	

りん含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	
汚水等の1日当たりの量（単位：立方メートル）	通常 0 最大 1.7

備考 汚水等は全量回収する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
工場排水口（No.16）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 2.3 最大 4.9
	浮遊物質量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 5
	窒素含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 20
	りん含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位：立方メートル）	通常 2,455 最大 2,620	

備考 この他に、雨水排水口が15箇所ある。

○愛媛県告示第682号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年7月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ダスキンプロダクト中四国
広島県山県郡北広島町大朝字犬追原13817番地8
代表取締役 中島 久志

2 工場の名称及び所在地

株式会社ダスキンプロダクト中四国愛媛工場
西条市小松町新屋敷甲2021番地1

3 特定施設に関する事項

(1) 1-1-2号機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号「洗滌菜の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり200キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記3)

伊予灘における共同漁業の免許の内容たる べき事項等

1 免許番号 伊共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市小安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

松山市小安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市安居島大殿鼻

点 ア Aから広島県尾久比島西端見通し1,600メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市安居島神子ノ鼻

点 ア Aから広島県大崎下島島頂見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市安居島漁港棧橋付根の大岩

点 ア Aから松山市小安居島西端見通し625メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 広島県齋島南端

B 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

点 ア Aから松山市白石（二ツ石）の中央見通し延長線とBから同市小安居島南端

見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市小安居島カヌの鼻

点 ア Aから今治市波方町梶取鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市小安居島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市小安居島カヌの鼻

点 ア Aから松山市浅海原汐出磯頂見通し800メートルの点

3 関係地区 松山市安居島

1 免許番号 伊共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで

〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市白石（二ツ石）見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線（松山市鹿島を含む）から500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界

C 北条港灯台

点 ア Cから180度30分490メートルの点

イ Cから177度30分686メートルの点

ウ Cから172度700メートルの点

エ Cから169度708メートルの点

オ Cから168度508メートルの点

カ Cから173度30分502メートルの点

キ Cから173度30分490メートルの点

ク Cから310度30分732メートルの点

ケ Cから307度760メートルの点

コ Cから303度678メートルの点

サ Cから303度630メートルの点

シ Cから303度30分600メートルの点

ス Cから307度648メートルの点

3 関係地区 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、

八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市白石（二ツ石）見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線（松山市鹿島を含む）から1,500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）

B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界

C 北条港灯台

点 ア Cから180度30分490メートルの点

イ Cから177度30分686メートルの点

ウ Cから172度700メートルの点

エ Cから169度708メートルの点

オ Cから168度508メートルの点

カ Cから173度30分502メートルの点

キ Cから173度30分490メートルの点

ク Cから310度30分732メートルの点

ケ Cから307度760メートルの点

コ Cから303度678メートルの点

サ Cから303度630メートルの点

シ Cから303度30分600メートルの点

ス Cから307度648メートルの点

3 関係地区 松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市大浦こもが鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦こもが鼻

点 ア Aから松山市小安居島島項見通し1,200メートルの点

3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦波妻鼻

点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し2,300メートルの点

3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市大浦波妻鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し2,200メートルの点

- 3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市柳原地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端

点 ア Aから松山市小鹿島島項見通し700メートルの点

- 3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市柳原地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端

点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し1,800メートルの点

- 3 関係地区 松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、

庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏日、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

1 免許番号 伊共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 松山市野忽那島下栗崎

B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 松山市野忽那島下栗崎

B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから松山市陸月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから松山市陸月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 松山市高浜町四十島島頂

B 松山市陸月島梅ノ子鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し延長線とBから同市野忽那島下栗崎見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻

B 松山市野忽那島下栗崎

点 ア Aから松山市由利島北端見通し線とBから同市興居島小富士山山頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻

B 松山市田ノ島北端

点 ア Aから松山市小安居島島頂見通し線とBから同市波妻鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 松山市野忽那島皿山崎（標識）

B 松山市田ノ島東端

点 ア Aから松山市安居島西端見通し線とBから松山市沖ノ孤島島頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市野忽那島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 松山市小館場島東端

B 松山市睦月島甫崎の標識

点 ア Aから松山市中島粟井歌崎見通し延長線とBから同市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市野忽那

1 免許番号 伊共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市陸月島地先

(3) 漁場の区域

松山市陸月島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。

- 基点 A 松山市中島大浦長崎鼻
 B 松山市小浜セノ鼻
 C 松山市陸月島大谷水路口
 D 松山市陸月島梅ノ子鼻

- 点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点
 イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市陸月

1 免許番号 伊共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市陸月島地先

(3) 漁場の区域

松山市睦月島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。

- 基点 A 松山市中島大浦長崎鼻
B 松山市小浜セノ鼻
C 松山市睦月島大谷水路口
D 松山市睦月島梅ノ子鼻

- 点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点
イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

3 関係地区 松山市睦月

1 免許番号 伊共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市睦月島崩鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径140メートル以内の区域

- 基点 A 松山市睦月140番地1地先護岸の標識
B 松山市小浜屋形石鼻

- 点 ア Aから松山市小市島東端見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との交点

3 関係地区 松山市睦月

1 免許番号 伊共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃

〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内との区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 松山市中島大浦と同市中島粟井との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 松山市中島大浦長崎鼻

D 松山市小浜セノ鼻

E 松山市小浜屋形石鼻

点 ア Cから松山市波妻鼻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野

1 免許番号 伊共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東を除く。

基点 A 松山市中島大浦と同市中島粟井との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 松山市中島大浦長崎鼻

D 松山市小浜セノ鼻

- E 松山市小浜屋形石鼻
- 点 ア Cから松山市波妻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点
- イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点
- ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野

1 免許番号 伊共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

松山市神浦フグリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市神浦フグリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦赤崎地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径140メートル以内の区域

基点 A 松山市長師スネノモト防波堤西側付根

B 松山市クダコ島北端

点 ア Aから松山市小市島北端見通し線とBから同市神浦赤崎見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市神浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市神浦2855番地2の標識

点 ア Aから松山市横島東端見通し300メートルの点

3 関係地区 松山市神浦

1 免許番号 伊共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

〃	えむし漁業	〃
---	-------	---

(2) 漁場の位置 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域及び松山市沖ノ孤島の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域

基点 A 松山市中島栗井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先

(3) 漁場の区域

Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域を除く。

基点 A 松山市中島栗井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市クダコ島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 松山市クダコ島北側の鼻の平岩

B 松山市クダコ島東側岩場に設置された標識

点 ア Aから松山市饒漁港（宇和間、熊田地区）南防波堤基部見通し線とBから同市吉木丸子鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市クダコ島地先

(3) 漁場の区域

松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市クダコ島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 松山市クダコ島南鼻

B 松山市怒和島丸山山頂

点 ア Aから松山市下二子島東端見通し線とBから同市二神島羽ノ串鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市大館場島及び小館場島地先

(3) 漁場の区域

松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市大館場島及び小館場島地先

(3) 漁場の区域

松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間

1 免許番号 伊共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃

〳	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〳	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ふのり漁業	〳
〳	いざす漁業	〳
〳	あらめ漁業	〳
〳	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〳	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〳	さざえ漁業	〳
〳	いがい漁業	〳
〳	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〳	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	あかにし漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
〳	しゃこ漁業	〳
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〳

(2) 漁場の位置 松山市怒和島地先

(3) 漁場の区域

松山市怒和島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市怒和島地先

(3) 漁場の区域

松山市怒和島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域、松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域及び同市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域を除く。

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市上二子島及び下二子島地先

(3) 漁場の区域

松山市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域

3 関係地区 松山市元怒和、上怒和及び二神

1 免許番号 伊共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市怒和島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 松山市上怒和と市元怒和との最大高潮時海岸線における南部境界から海岸線に沿って上怒和側50メートルの地点に設置された標識

点 ア Aから松山市宇和間部屋ノ鼻見通し300メートルの点

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市怒和島風切鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 松山市怒和島風切鼻

点 ア Aから松山市安居島西端見通し700メートルの点

3 関係地区 松山市上怒和及び元怒和

1 免許番号 伊共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ぶのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ながにし漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市津和地島地先

(3) 漁場の区域

松山市津和地島及び流児島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域及び同市小兒島及び竹ノ子島の周辺300メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市津和地島地先

(3) 漁場の区域

松山市津和地島及び流児島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市小児島の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市津和地島空山鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 松山市津和地島空山鼻

点 ア Aから広島県横島西端見通し1,800メートルの点

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市津和地島剣ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 松山市津和地島剣ノ鼻

点 ア Aから山口県柱島新宮見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市津和地

1 免許番号 伊共第51号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いしだたみ漁業	〃
〃	こしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）地先

(3) 漁場の区域

松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3. 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃

〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市鴨背島地先

(3) 漁場の区域

松山市鴨背島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第53号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市二神島地先

(3) 漁場の区域

松山市二神島及び横島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市鴨背島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで

〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市小市島地先

(3) 漁場の区域

松山市小市島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いしだたみ漁業	〃
〃	こしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市由利島地先

(3) 漁場の区域

松山市由利島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第56号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市由利島地先

(3) 漁場の区域

松山市由利島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域

3 関係地区 松山市二神

1 免許番号 伊共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 松山市堀江町地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 松山市堀江町と市小川との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから松山市和気町犬ノ頭島見通し450メートルの点

3 関係地区 松山市堀江町

1 免許番号 伊共第58号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで

〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	ぼら張切網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市堀江町地先

(3) 漁場の区域

Aから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線とBから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域

基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端

3 関係地区 松山市堀江町

1 免許番号 伊共第59号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市和気地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Cア、アイ及びイDの3直線以内の区域（昭和47年5月1日四国電力株式会社松山発電所と和気漁業協同組合ほか1組合が

締結した「灰捨場埋立工事に伴う漁業補償契約」に基づく補償区域)を除く。

- 基点 A 松山市和気町2丁目上入堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端
 B 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識
 C 四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸東北端
 D 四国電力株式会社松山発電所跡地西端公有水面埋立免許境界杭

- 点 ア Cから四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸延長線上88メートルの点
 イ Dから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線上62メートルの点

3 関係地区 松山市和気町、勝岡町及び馬木町

1 免許番号 伊共第60号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市泊町、由良町及び門田町地先

(3) 漁場の区域

イア、アウ、ウエ及びエオの4直線及びAD間の西側(松山市釣島を含む)最大高潮時海岸線から1,090メートルの線と松山市興居島及び釣島の最大高潮時海岸線から1,090メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業については、Aから松山市四十島島頂見通し線と興居島頭崎から白石ノ鼻見通し線との間の区域を除く。

- 基点 A 松山市興居島黒崎
 B 松山市興居島城ノ鼻

- C 松山市興居島弁天鼻
- D 松山市興居島頭崎
- 点 ア Aから松山市四十島島頂とを結ぶ直線の中央点
- イ Cからア見通し延長線とAから1,090メートルの線との交点
- ウ Bから松山市鹿島西南端見通し線とCからア見通し線との交点
- エ Aから広島県斎島西端見通し線とBから松山市鹿島西南端見通し線との交点
- オ Aから広島県斎島西端見通し線とDから松山市高浜白石ノ鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市泊町、由良町及び門田町

1 免許番号 伊共第61号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	たいらぎ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市高浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和53年12月1日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和56年10月12日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域並びに昭和62年11月6日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

- 基点 A 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識
- B 松山市港山町明神鼻標柱
- C 松山市興居島黒崎
- D 松山市興居島城ノ鼻
- E 松山市興居島弁天鼻

- 点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し1,100メートルの点
 イ Cから広島県斎島西端見通し線とDから松山市鹿島西南端見通し線との交点
 ウ Dから松山市鹿島西南端見通し線とEからエ見通し線との交点
 エ Cから松山市四十島島頂とを結んだ直線の中央点
 オ Bから山口県小水無瀬島島頂見通し線とEからエ見通し延長線との交点
- 3 関係地区 松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目から2丁目、石風呂町及び新浜町

1 免許番号 伊共第62号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市三津浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松山市三津外防波堤ドルフィンと同市三津貯木場防波堤付根南端とを結んだ直線以内の区域、同市三津貯木場防波堤突端と三津3丁目地先護岸防波堤南西端とを結んだ直線以内の区域及び同市三津内港渡船場護岸標識2点を結んだ直線以内の区域及び昭和45年12月18日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」及び昭和53年11月6日付けで松山市と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業権補償覚書」記載の区域、昭和55年12月25日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和59年3月13日付けで日本石油株式会社と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「協定書」に記載の区域並びに昭和61年5月7日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港外港第2ふ頭等漁業補償契約書」に記載の区域及び平

成7年5月19日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港（外港地区・吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域を除く。さらに、第1種共同漁業かき漁業及びえむし漁業以外の漁業については、同市三津内港防波堤突端と同市港山町明神鼻を結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 松山市港山町明神鼻標柱

B 松山市外港1号防波堤西側付根

C 松山市北吉田町忽那山山頂

点 ア Aから山口県小水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから270度1,500メートルの点

ウ Cから松山市由利島南端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市旧三津、旧大可賀及び旧北吉田

4 制限又は条件

松山市今出漁業協同組合からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市今出地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオIの6直線とA I間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ABを結んだ直線以内の区域、Cカ、カキ及びキクの3直線以内の区域、FG、Gケ及びケHの3直線以内の区域、吉田浜外防波堤敷にかかるとする区域（昭和52年12月13日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域）、昭和60年3月18日付けで愛媛県と松山市今出漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに昭和60年3月18日付けで松山市土地開発公社と松山市今出漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに平成7年5月19日付けで愛媛県と松山市今出漁業協同組合が締結した「松山港（外港地区、吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

- 基点 A 松山市北吉田町忽那山山頂
 B 松山市吉田浜船溜防波堤突端
 C 松山市松山空港海側旧東角
 D 松山市南吉田町松山市下水道西部浄化センター南角
 E 松山市西垣生町3号岸壁北角
 F 松山市吉田浜造成地防波堤付根
 G 松山市松山港今出地区沖一文字防波堤南端
 H 松山市西垣生町木材工業団地護岸西角
 I 松山市西垣生町重信川右岸標識1号
 J 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号
- 点 ア Aから松山市由利島南端見通し1,500メートルの点
 イ Dから300度1,500メートルの点
 ウ Eから270度1,500メートルの点
 エ オから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点
 オ IとJとを結んだ直線の中央点
 カ Cから松山空港沖側護岸延長線上北東50メートルの点
 キ カから0度530メートルの点
 ク キから90度の線と松山市帝人埋立地護岸との交点
 ケ Hから274度30分10メートルの点

3 関係地区 松山市西垣生町及び南吉田町

1 免許番号 伊共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおりのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うに漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予郡松前町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

3 関係地区 伊予郡松前町

1 免許番号 伊共第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡松前町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

3 関係地区 伊予郡松前町

1 免許番号 伊共第66号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	とさかのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予市下吾川、湊町、灘町、米湊、尾崎及び森地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Bから伊予港西防波堤沿い280メートルに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域、昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊311-1の地先石灯籠(旧灯台)

C 伊予市森川河口右岸端

D 伊予市森大谷川河口端の標識

E 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

- 点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点
- イ Bから松山市由利島灯台見通し1,000メートルの点
- ウ Cから松山市由利島灯台見通し1,000メートルの点
- エ Dから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点
- オ Eから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第67号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市下吾川、湊町、灘町、米湊、尾崎及び森地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点Bから伊予港西防波堤沿い280メートルに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域、昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊311-1の地先石灯籠（旧灯台）

C 伊予市森川河口右岸端

D 伊予市森大谷川河口端の標識

E 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから松山市由利島灯台見通し1,500メートルの点

ウ Cから松山市由利島灯台見通し1,500メートルの点

エ Dから山口県屋代島小泊見通し1,500メートルの点

オ Dから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

カ Eから山口県屋代島小泊見通し1,000メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第68号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市森地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市森大谷川河口端の標識

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し1,080メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第69号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市森地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 伊予市森黒磯岩

B 伊予市森と市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから松山市由利島東端見通し180メートルの点

イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートルの点

3 関係地区 伊予市（伊予市双海町及び中山町を除く）

1 免許番号 伊共第70号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	うに漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県屋代島小泊見通し線とBから同島上津無山右端見通し（320度）線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

基点 A 伊予市森と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予市双海町大久保甲1843おぶそ川水路口中央

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

4 制限又は条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町大久保及び串からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第71号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町高野川地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町高野川磯の鼻（高野川漁港3号防砂堤付根）

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し2,000メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

1 免許番号 伊共第72号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町上灘地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町上灘小網川川尻右岸端

点 ア Aから山口県沖家室島東端見通し910メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

1 免許番号 伊共第73号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町高岸地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町高岸松の鼻

点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,800メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町高野川、上灘及び高岸

1 免許番号 伊共第74号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予市双海町大久保及び串地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県屋代島上津無山右端見通し(320度)線とBから同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町大久保甲1843おぶそ川水路口中央

B 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

4 制限又は条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町高野川、上灘及び高岸からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第75号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町大久保地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町富岡川（河口）の右岸

点 ア Aから山口県沖家室島頂見通し1,440メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

1 免許番号 伊共第76号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町串地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町串豊田漁港西防波堤突端北角より防波堤沿い南西へ120メートルの標識

点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,550メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

1 免許番号 伊共第77号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市双海町串地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予市双海町串乙1189番地18地先の標識（マド石）

点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,080メートルの点

3 関係地区 伊予市双海町大久保及び串

1 免許番号 伊共第78号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜及び長浜町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボロ瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

B 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識

- C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）
- D 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）
- E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
- F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角
- G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し1,000メートルの点
- イ Bから322度1,000メートルの点
- ウ Fから340度34メートルの点
- エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜及び長浜町

1 免許番号 伊共第79号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜及び長浜町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボロ瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から2,200メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、伊共第78号漁業権漁場区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域、及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界
- B 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識
- C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）
- D 大洲市長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）
- E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
- F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角
- G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し2,200メートルの点
- イ Bから322度2,200メートルの点
- ウ Fから340度34メートルの点
- エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜及び長浜町

1 免許番号 伊共第80号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市と大洲市との市界地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径540メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）

点 ア Aから山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、大洲市長浜町出海及び櫛生

1 免許番号 伊共第81号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島地先

(3) 漁場の区域

大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から360メートル以内の区域

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第82号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島地先

(3) 漁場の区域

大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第83号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北東地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島弁天崎

点 ア Aから松山市三津浜港山山頂見通し1,800メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第84号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島新網代鼻

点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し3,600メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第85号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島権三崎

点 ア Aから山口県大島牛ヶ首鼻見通し3,960メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第86号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島北西地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島首ククリ鼻

点 ア Aから山口県大水無瀬島北端見通し3,240メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第87号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町青島南地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径100メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町青島豊後崎

点 ア Aから大洲市長浜町須沢犀の鼻見通し4,500メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第88号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊大谷川河口左岸端

点 ア Aから大洲市長浜町青島西端見通し1,000メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第89号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し2,000メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第90号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島西端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第91号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから大洲市長浜町青島中央見通し3,300メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第92号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町今坊幸口川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,590メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第93号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町今坊地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,700メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第94号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町黒田地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから山口県小水無瀬島中央見通し1,500メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第95号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角

点 ア Aから326度3,600メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜

1 免許番号 伊共第96号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角

点 ア Aから324度5,480メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜

1 免許番号 伊共第97号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県平郡島盛崎見通し2,700メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第98号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢犀の鼻

点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し2,700メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第99号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県八島北端見通し3,600メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第100号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町須沢地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し5,400メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大洲市長浜町櫛生地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 大洲市長浜町櫛生三ツ石岩中央

点 ア Aから山口県平郡島中央見通し2,340メートルの点

3 関係地区 大洲市長浜町

1 免許番号 伊共第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〳	ひじき漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ふのり漁業	〳
〳	あらめ漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	とりがい漁業	〳
〳	みるくい漁業	〳
〳	とこぶし漁業	〳
〳	ばていら漁業	〳
〳	かき漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町北部地先

(3) 漁場の区域

Aからホボロ瀬中央見通し線（313度51分）とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）

B 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

1 免許番号 伊共第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町北部地先

(3) 漁場の区域

Aからホボロ瀬中央見通し線（313度51分）とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界（鵜の磔）

B 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

1 免許番号 伊共第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町夢永岬地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径500メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市保内町夢永岬北端

点 ア Aから350度2,200メートルの点

3 関係地区 八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早

4 制限又は条件

大洲市長浜町出海地区からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

(3) 漁場の区域

Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから90度191メートルの点

ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦

1 免許番号 伊共第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

(3) 漁場の区域

Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから90度191メートルの点

ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦

1 免許番号 伊共第107号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越地先

(3) 漁場の区域

点イを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における

境界

- 点 ア Aから海岸沿い西へ242メートルの点
 点 イ Aから305度216メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

1 免許番号 伊共第108号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町亀浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町亀浦海崎

点 ア Aから313度216メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

1 免許番号 伊共第109号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先

(3) 漁場の区域

Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Bから340度392メートルの点

イ アから270度785メートルの点

ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び二見

1 免許番号 伊共第110号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先

(3) 漁場の区域

Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから340度392メートルの点

イ アから270度785メートルの点

ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び二見

1 免許番号 伊共第111号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

1 免許番号 伊共第112号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

1 免許番号 伊共第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから300度の線とBから大分県関崎灯台見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号 伊共第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、たい、いさき飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町正野地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

B 西宇和郡伊方町大島北端

点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点

ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記5)

宇和海における共同漁業の免許の内容たる べき事項等

1 免許番号 宇共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから大分県関崎灯台見通し線とBから147度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域と西宇和郡伊方町黄金碇及び庄司太郎碇の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

B 西宇和郡伊方町名取と同町大久との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号 宇共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、たい、いさき飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町正野地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウAの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点 ア Aと西宇和郡伊方町正野高鼻とを結んだ直線の中央点

イ アから大分県水の子灯台見通し1,000メートルの点

ウ Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町三崎地区

1 免許番号 宇共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから147度の線とBから160度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町名取と同町大久との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町塩成と同町田之浦との最大高潮時海岸線における境界

- 3 関係地区 西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成

1 免許番号 宇共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び同町二見南部地先

(3) 漁場の区域

Aから160度の線とBから八幡浜市大島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町田之浦と同町塩成との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町女子岬

- 3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び同町二見

1 免許番号 宇共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから八幡浜市大島西端見通し線とBから八幡浜市佐島立神東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域。ただし、宇共第7号の区域を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町女子岬

B 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

4 制限又は条件

(1) Aから八幡浜市大島西端見通し線と西宇和郡伊方町九町と同町豊之浦との最大高潮時海岸線における境界から同町黒島西端（カブト岩）見通し線との間において伊方町九町及び二見からの入漁を拒んではならない。

(2) Bから八幡浜市佐島立神見通し線と西宇和郡伊方町貝越アユキ鼻出岩から同町豊之浦凹見通し線との間において八幡浜市保内町川之石からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 宇共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃

〳	うに漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚建網漁業	〳

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町黒島地先

(3) 漁場の区域

西宇和郡伊方町黒島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

1 免許番号 宇共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〳	さざえ漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	うに漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町烏島地先

(3) 漁場の区域

西宇和郡伊方町烏島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域。

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦

1 免許番号 宇共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

〳	ふのり漁業	〳
〳	かき漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〳

(2) 漁場の位置 八幡浜市保内町川之石地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識

B 八幡浜市保内町川之石と同市向灘との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市佐島立神見通し600メートルの点

イ Bから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点

3 関係地区 八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内

1 免許番号 宇共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〳	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〳	あらめ漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	とこぶし漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	ばていら漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	うに漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚建網漁業	〳

(2) 漁場の位置 八幡浜市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八幡浜市北浜西角から330度の線以東の海域を除きたこ漁業及び第2種共同漁業権については同市八幡浜港出島西角から同市勘定5八幡浜漁協給油所棧橋突端見通線以東の港湾区域を除く。

基点 A 八幡浜市向灘と同市保内町川之石との最大高潮時海岸線における境界

B 八幡浜市と西予市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点

イ 八幡浜市諏訪崎から同市佐島南端見通し600メートルの点

ウ Bから八幡浜市大島貝付小島島頂見通し600メートルの点

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

1 免許番号 宇共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市佐島地先

(3) 漁場の区域

八幡浜市佐島及び立神島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

1 免許番号 宇共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域

八幡浜市大島、地大島、栗ノ小島、三王島及び貝付小島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

1 免許番号 宇共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径250メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市真網代竜崎

B 八幡浜市大島栗ノ小島北端

点 ア Aから261度の線とBから3度の線との交点

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

1 免許番号 宇共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径450メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市大島粟ノ小島北端

B 八幡浜市大島青滝鼻

点 ア Aから298度30分の線とBから327度30分の線との交点

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

1 免許番号 宇共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市地大島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径210メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市地大島遅水鼻

B 八幡浜市大島曾根崎鼻

点 ア Aから220度の線とBから264度の線との交点

3 関係地区 八幡浜市（同市保内町を除く）

1 免許番号 宇共第15号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃

〳	あわび漁業	〳
〳	とこぶし漁業	〳
〳	ばていら漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	うに漁業	〳
〳	えむし漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚建網漁業	〳

(2) 漁場の位置 西予市三瓶町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界

B 西予市三瓶町と同市明浜町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市大島貝付小島見通し600メートルの点

イ Bから伊方町梶谷鼻見通し600メートルの点

3 関係地区 西予市三瓶町

1 免許番号 宇共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	2月1日から5月31日まで
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ふのり漁業	〳
〳	いわのり漁業	〳
〳	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〳	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	あさり漁業	〳
〳	かき漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
〳	しゃこ漁業	〳

〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚建網漁業	〳

(2) 漁場の位置 西予市明浜町地先

(3) 漁場の区域

Aから西宇和郡伊方町梶谷鼻見通し線とBから宇和島市遊子赤碓鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域、西予市明浜町三双婆の最大高潮時海岸線600メートル以内の区域及びアイ及びイCの2直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町と同市三瓶町との最大高潮時海岸線における境界

B 西予市明浜町狩浜ナガレ西側立岩南端標識の最大高潮海岸線における境界

C 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

点 ア Bから宇和島市遊子赤碓見通し600メートルの点

イ Cから宇和島市吉田町小松鼻見通し線と西予市明浜町渡江根崎鼻から宇和島市吉田町白浦ゲップ岩見通し線との交点

3 関係地区 西予市明浜町

1 免許番号 宇共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西予市明浜町狩浜水越島地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径55メートル以内の区域

基点 A 西予市明浜町狩浜水越島灯台

B 西予市明浜町俵津小大崎大小島南端

点 ア Aから181度の線とBから222度の線との交点

3 関係地区 西予市明浜町

1 免許番号 宇共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ふのり漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳

◇	かき漁業	◇
◇	あさり漁業	◇
◇	はまぐり漁業	◇
◇	あわび漁業	◇
◇	たこ漁業	◇
◇	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
◇	うに漁業	1月1日から12月31日まで
◇	えむし漁業	◇
◇	しゃこ漁業	◇
◇	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
◇	雑魚建網漁業	◇

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びエFの4直線並びにDFの間の最大高潮時海岸線から600メートルの線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

B 宇和島市吉田町白浦外756（ゲップ岩）

C 宇和島市吉田町奥浦小松甲1926（小松鼻）

D 宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3（立岩）

E 宇和島市吉田町牛川3110-3東端（牛川と浅川の境界）の最大高潮時海岸線における境界

F 宇和島市吉田町と同市大浦との最大高潮時海岸線における境界

点 ア AからC見通し線とBから西予市明浜町根崎鼻見通し線との交点

イ Cから西予市明浜町狩浜すの崎見通し600メートルの点

ウ Dから西予市明浜町狩浜と同町高山との最大高潮時海岸線における境界見通し600メートルの点

エ EからF見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町深浦地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1（松ヶ鼻丸岩）

B 宇和島市吉田町法花津6-198（戸島鼻）

点 ア Aから147度30分の線とBから228度20分の線との交点

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町小松鼻地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 宇和島市吉田町奥浦小松甲1926 (小松鼻)

B 宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3 (立岩)

点 ア Aから309度40分の線とBから354度20分の線との交点

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市吉田町野島地先

(3) 漁場の区域

宇和島市吉田町野島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 宇和島市吉田町

1 免許番号 宇共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まてがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市戎ヶ鼻（港湾区域標柱）から0度線（同市赤松側港湾区域標柱）以東の区域を除く。

基点 A 宇和島市大浦と同市吉田町との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市大浦赤松只波鼻

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市小高島西端

E 宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市吉田町浅川と同市吉田町牛川との最大高潮時海岸線における境界見通し500メートルの点

イ Bから宇和島市吉田町大良鼻小島南端見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市吉田町野島東端見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市遊子高島東端見通し700メートルの点

オ エと宇和島市遊子鶏小島とを結んだ直線と同市遊子高島西端から同市遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点と同市三浦山崎鼻とを結んだ直線との交点
 カ Eから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市遊子高島西端から同市遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点と同市山崎鼻とを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）

1 免許番号 宇共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市三浦地先

(3) 漁場の区域

Aア及びアBの2直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市遊子高島西端から同市遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点とBを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市三浦

1 免許番号 宇共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市遊子地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間との最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市遊子と同市蔭淵との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

B 宇和島市遊子高島東端

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市遊子鶏小島島頂

E 宇和島市遊子と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界（山崎鼻）

点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市吉田町南君竜王鼻（立目鼻）見通し線とCからアを結んだ線

との交点

ウ Bから宇和島市小高島南西端見通し線とCからDを結んだ直線との交点

エ 宇和島市遊子高島西端から遊子水ヶ浦鼻見通し500メートルの点とEとを結んだ直線とCとDとを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市遊子

1 免許番号 宇共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんだかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクJの9直線とA J間の最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）
 B 宇和島市戸島松ヶ山山頂
 C 宇和島市戸島権現鼻
 D 宇和島市戸島遠戸島東端
 E 宇和島市日振島横島東端
 F 宇和島市蔭淵黒島北端
 G 宇和島市蔭淵契島東端
 H 宇和島市蔭淵落ノ鼻
 I 宇和島市蔭淵ヨケノ鼻
 J 宇和島市下波大池鼻
 K 宇和島市下波竜王鼻

- 点 ア Aから西予市明浜町大崎鼻見通し線とBから宇和島市吉田町野島南端見通し線との交点
 イ Bから宇和島市吉田町野島南端見通し線とDから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線との交点
 ウ Dから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点
 エ Cから宇和島市津島町藁崎見通し線とEから同市福浦鼻見通し線との交点
 オ Eから宇和島市津島町福浦鼻見通し線とGから同市津島町由良崎見通し線との交点
 カ FからK見通し線とGから宇和島市津島町由良崎見通し線との交点
 キ FからK見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点
 ク HからJ見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市蔭淵地区

1 免許番号 宇共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

〳	えむし漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	とこぶし漁業	〳
〳	ぎんたかはま漁業	〳
〳	ばていら漁業	〳
〳	おおしだかがんがら漁業	〳
〳	まがきがい漁業	〳
〳	かめので漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〳	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波大池鼻

B 宇和島市下波仏磬基部に設置した金属鉤

点 ア Aから宇和島市蔭淵落鼻見通し線と同市蔭淵ヨケノ鼻から宇和島市津島町竹ケ島西端見通し線との交点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市下波及び蔭淵

1 免許番号 宇共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	わかめ漁業	〳
〳	ふのり漁業	〳
〳	いわのり漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	かき漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	うに漁業	〳
〳	しゃこ漁業	〳

〳	えむし漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	あわび漁業	〳
〳	とこぶし漁業	〳
〳	ぎんたかはま漁業	〳
〳	ばていら漁業	〳
〳	おおこしだかがんがら 漁業	〳
〳	まがきがい漁業	〳
〳	かめのて漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〳	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏婆基部に設置した金属鋌

B 宇和島市下波と同市津島町との最大高潮時海岸線における境界（蜂の巣鼻）

点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市下波

1 免許番号 宇共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	いわのり漁業	〳
〳	ひじき漁業	〳
〳	ふのり漁業	〳
〳	わかめ漁業	〳
〳	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	かき漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	ばいがい漁業	〳

◇	はまぐり漁業	◇
◇	あわび漁業	◇
◇	とこぶし漁業	◇
◇	ぎんたかはま漁業	◇
◇	ばていら漁業	◇
◇	おおこしだかがんがら漁業	◇
◇	かめのて漁業	◇
◇	たこ漁業	◇
◇	なまこ漁業	◇
◇	しゃこ漁業	◇
◇	うに漁業	◇
◇	えむし漁業	◇
◇	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
◇	雑魚小型定置漁業	◇

(2) 漁場の位置 宇和島市戸島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市戸島遠戸島東端

B 宇和島市戸島権現鼻

C 宇和島市蔭淵つるの鼻

D 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）

E 宇和島市日振島横島東端

F 宇和島市蔭淵黒島南西端

G 宇和島市蔭淵辰の口

H 宇和島市日振島才蔵鼻

点 ア Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とBから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点

イ Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから西予市明浜町大崎鼻見通し線との交点

ウ Cから西予市明浜町大崎鼻見通し線とDから西宇和郡伊方町童子落見通し線との交点

エ Dから西宇和郡伊方町童子落見通し線とHから西予市明浜町宮野浦平落見通し線との交点

オ Fから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線とHから西予市明浜町宮野浦平落見通し線との交点

カ EからG見通し線とFから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線との交点

キ EからG見通し線とBから宇和島市津島町藁崎見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市戸島

1 免許番号 宇共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	くほがい漁業	〃
〃	れいしがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市日振島横島高鼻
 B 宇和島市日振島尾島島頂
 C 宇和島市日振島明海才蔵鼻
 D 宇和島市日振島鷗島島頂

- E 宇和島市日振島能登黒鼻
 F 宇和島市日振島喜路最南端
 点 ア Aから宇和島市戸島長崎鼻見通し線とBから同市蔭淵猿島南端見通し線との
 交点
 イ Bから宇和島市蔭淵猿島南端見通し700メートルの点
 ウ Cから0度800メートルの点
 エ Dから316度800メートルの点
 オ Eから224度700メートルの点
 カ Fから180度700メートルの点
 キ Aから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島（遠見の瀬）

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径1,000メートル以内の区域

基点 A 宇和島市日振島むろ磔

点 ア Aから220度1,200メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島（勘兵衛の瀬）

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径1,000メートル以内の区域

基点 A 宇和島市日振島能登黒鼻

B 宇和島市日振島沖ノ島西端

点 ア Aから274度の線とBから257度の線との交点

3 関係地区 宇和島市

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡からの入漁は拒んではならない。

1 免許番号 宇共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのとて漁業	〃
〃	くぼがい漁業	〃
〃	れいしがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島御五神島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市御五神島大濬中央の標識

B 宇和島市御五神島桑濬中央の標識

C 宇和島市御五神島寝床岩中央の標識

D 宇和島市御五神島西北端（家前大石）

- 点 ア Aから270度の線と宇和島市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子灯台見通し線との交点
 イ Bから188度1,000メートルの点
 ウ Cから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点
 エ Cから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点
 オ Dから宇和島市日振島横島高鼻見通し線と同市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子島灯台見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市御五神島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市御五神島寝床岩南端
 B 宇和島市御五神島寝床岩北端
 C 宇和島市御五神島西北端(家前大石)
 D 宇和島市御五神島大礫北端
 E 宇和島市御五神島大礫南端

- 点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点
 イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点
 ウ Cから0度1,000メートルの点
 エ Dから0度1,000メートルの点
 オ Eから150度1,000メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	5月1日から12月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおこしだかかんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町北灘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びEFの6直線とAE間及びFD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町北灘と同市下波の最大高潮時海岸線における境界（蜂の巣鼻）

B 宇和島市津島町北灘福浦鼻

C 宇和島市津島町北灘庄の島島頂

D 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界

E 宇和島市津島町岩松湾防波堤南側突端

F 宇和島市津島町玉ケ月タンポ鼻

点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市津島町裸島島頂見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市津島町北灘

1 免許番号 宇共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ふのり漁業	〃
〃	あおのり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町岩松地先

(3) 漁場の区域

AB及びCDの2直線とAD間及びBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町岩松港防波堤東側突端

B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻

C 宇和島市津島町巽橋西詰北角

D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号

3 関係地区 宇和島市津島町岩松

1 免許番号 宇共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

〳	雑魚小型定置漁業	〳
---	----------	---

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町下灘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市津島町仏崎

C 宇和島市津島町須下崎

D 宇和島市津島町藁崎

E 宇和島市と南宇和郡との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し600メートルの点

ウ Cから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し600メートルの点

エ Dから宇和島市御五神島寝床岩中央見通し600メートルの点

オ Eから大分県水の子灯台見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市津島町下灘

1 免許番号 宇共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〳	いわのり漁業	〳
〳	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〳	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〳	あさり漁業	〳
〳	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〳	さざえ漁業	〳
〳	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	まがきがい漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
〳	しゃこ漁業	〳
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

〃	雑魚小型定置漁業	〃
---	----------	---

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先

(3) 漁場の区域

宇和島市津島町竹ヶ島、高島、裸島及び前島の最大高潮時海岸線から800メートルの区域

3 関係地区 宇和島市津島町下灘

1 免許番号 宇共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径800メートル以内の区域

基点 A 宇和島市津島町藁崎

B 宇和島市津島町由良崎西端

点 ア Aから251度30分の線とBから317度30分の線との交点

3 関係地区 宇和島市

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡からの入漁は拒んではならない。

1 免許番号 宇共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃

〳	べにしりだか漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〳	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	まがきがい漁業	〳
〳	かめので漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	えむし漁業	〳
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〳	雑魚小型定置漁業	〳

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町内海地先

(3) 漁場の区域

Aから太分県水の子灯台見通し線とBから南宇和郡愛南町角島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線、南宇和郡愛南町大猿島、地釣礁、沖釣礁、小猿島、観音島、塩子島及び黒瀨から600メートル以内の区域

基点 A 南宇和郡愛南町と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平瀨及び油袋

1 免許番号 宇共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〳	ひじき漁業	〳
〳	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〳	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〳	いわのり漁業	〳
〳	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〳	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〳	あわび漁業	〳
〳	いがい漁業	〳
〳	さざえ漁業	〳
〳	べにしりだか漁業	〳
〳	あさり漁業	〳
〳	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで

〳	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〳	まがきがい漁業	〳
〳	かめのて漁業	〳
〳	たこ漁業	〳
〳	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〳	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〳	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町角島地先

(3) 漁場の区域

南宇和郡愛南町角島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礮及び油袋

1 免許番号 宇共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町室手地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛崎突端

点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点

イ Bから南宇和郡愛南町沖釣礁中央見通し450メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礮、油袋、御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥

1 免許番号 宇共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町鮪子瀬地先

(3) 漁場の区域

点アを中心として半径500メートル以内の区域

基点 A 南宇和郡愛南町由良岬西端

B 南宇和郡愛南町横島西端標識

点 ア Aから231度の線とBから276度の線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平礮、油袋、宇和島市

日振島、同市戸島及び同市津島町下灘地区

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市、西予市、宇和島市（関係地区は除く。）及び南宇和郡（関係地区は除く。）からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 宇共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町室手地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛埼突端

点 ア Aから南宇和郡愛南町角島島頂見通し600メートルの点

イ Bから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し450メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥

1 免許番号 宇共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃
〃	雑魚建干網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町御荘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川佛崎突端

B 南宇和郡愛南町猿鳴と同町船越との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し線と同町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点

イ Bから290度の線と南宇和郡愛南町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴

1 免許番号 宇共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのとて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

(3) 漁場の区域

Aから290度線とBアの直線との間の最大高潮時海岸線（南宇和郡愛南町黒礬、鹿島、コデ島及び小地島を含む）から500メートルの線及びアCの直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町船越と同町猿鳴との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端

C 南宇和郡愛南町越田と同町久良との最大高潮時海岸線における境界

点 ア BからC見通し500メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、

小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町横島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町横島一ノ碇中央

B 南宇和郡愛南町横島西端

C 南宇和郡愛南町小横島東端

点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し500メートルの点

イ Aから320度900メートルの点

ウ Bから220度500メートルの点

エ Cから南宇和郡愛南町コデ島頂見通し700メートルの点

- 3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのとて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

(3) 漁場の区域

南宇和郡愛南町沖ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

- 3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、檜月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	どこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町西海地先

(3) 漁場の区域

南宇和郡愛南町地ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫛月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで

〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町野地島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端

B 南宇和郡愛南町武者泊御立鼻東端

点 ア Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し1,200メートルの点

イ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し700メートルの点

ウ Bから94度1,050メートルの点

エ Bから94度1,600メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、榎月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

1 免許番号 宇共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃

〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町当木島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町久良天巖鼻東端

B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北東端

C 南宇和郡愛南町武者泊御立鼻東端

点 ア Aから180度の線とBから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し線との交点

イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し1,200メートルの点

ウ Cから94度1,600メートルの点

エ Cから94度の線とAから180度の線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鮪越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙

1 免許番号 宇共第51号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃

〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町久良地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識

B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識

C 南宇和郡愛南町当木島西端

D 南宇和郡愛南町樽見鼻

E 南宇和郡愛南町久良と同町越田との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町天巖鼻東端見通し線とBから同町黒崎鼻見通し線との
交点

イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とCから同町八郎瀨見通し線との交点

ウ Cから南宇和郡愛南町八郎瀨見通し線とDから同町黒崎鼻見通し線との交点

エ Dから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とEから同町武者泊笠ハズシ鼻北端見
通し線との交点

3 関係地区 南宇和郡愛南町久良

1 免許番号 宇共第52号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのと漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡愛南町城辺地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻南端

B 南宇和郡愛南町黒崎鼻南端

C 愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡愛南町天巖鼻東端見通し線とBから同町日土鼻見通し線との交点

イ Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し線と同町八郎濬から同町当木島西端見通し線との交点

ウ Bから180度1,000メートルの点

エ Cから高知県沖ノ島あしのりおり見通し1,000メートルの点

3 関係地区 南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鯛越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙